

会議録・平成25年3月12日第1回定例会（2日目）

1. 招集の年月日 平成25年3月1日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 3月12日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 13名

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 奥山幸洋 | 2番 | 江京子 |
| 3番 | 松本忍 | 5番 | 綿民和子 |
| 6番 | 上田清 | 7番 | 田邊ひとみ |
| 8番 | 辻井成人 | 9番 | 乾健郎 |
| 10番 | 伊豆千夜子 | 12番 | 田辺泰宏 |
| 13番 | 土屋吉昭 | 14番 | 間宮一彦 |
| 15番 | 北岡泰 | | |

1. 欠席議員

11番 阪井勇男

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高森登美男

議会書記 朝倉晶子 松井友吾 西尾仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|-------|-------------------|------|
| 町 長 | 中井幸充 | 副 町 長 | 寺前和彦 |
| 教 育 長 | 西岡惠三 | 総 務 課 長 | 北岡和成 |
| 防災企画課長 | 中谷英樹 | 人権生活環境課長 | 西口竜嘉 |
| 福祉子育て課長 | 下村由美子 | 会計管理者(兼)会計課長 | 乾恵子 |
| 長寿健康課長 | 小池弘紀 | 農工商課長(兼)農業委員会事務局長 | 石田茂樹 |
| まち整備課長 | 沼田昌久 | 上下水道課長 | 潮谷剛 |
| 斎宮跡・文化観光課長 | 西口和良 | 教育委員会教育課長 | 西田一成 |
| 文化財保存活用監 | 中野敦夫 | 人権啓発推進監 | 中瀬行久 |

土地利用調整監 三上 光典 監 査 委 員 北本 千章

1. 議録署名議員の氏名

6番 上 田 清 7番 田 邊 ひとみ

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 3番 松 本 忍 議員
2. 5番 綿 民 和 子 議員
3. 2番 江 京 子 議員
4. 12番 田 辺 泰 宏 議員
5. 7番 田 邊 ひとみ 議員

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年第1回明和町議会定例会（第2日目）の会議を開会します。

なお、阪井議員、浅尾税務課長から病気療養のため、本日の会議に欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。

また、竹本教育委員長から、所用のため本日の会議に欠席する旨、連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名をします。

6番 上 田 清 議員

7番 田 邊 ひとみ 議員

の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（北岡 泰） 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、7名の方より通告されております。

順次、許可したいと思います。

1番通告者は、松本忍議員であります。

質問項目は、①「町長の所信表明について」と

②「教育行政方針について」の2点であります。

松本忍議員、登壇願います。

3番 松本 忍 議員

○3番（松本 忍） 皆さん、おはようございます。

議長から、登壇のお許しをいただきましたので、平成25年第1回のトップバッターで一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして、町長の所信表明と教育委員会の教育行政方針から、何点か質問をさせていただきます。

まず所信表明から、中学校の老朽化対策について伺います。

先週の8日金曜日に卒業式があり、247名の生徒が巣立ちました。また、来月になると新入生が入り、生徒数700人を超えるわけですが、この生徒たちの校舎は、皆様ご承知のとおり昭和34年に建設され50年経過し、平成9年には補強工事が行われましたが、平成19年に改定された耐震基準には達しておりません。平成23年に作成された第5次総合計画では、目標値を平成23年とされ、本年から明和中学校建設検討委員会が開催されると表明されています。

大切な生徒たちを預かる施設です。いつ、起きてもおかしくない巨大地震を目前に、一刻も早く改築しなければいけないと、皆同じ考えとは思いますが、具体的に何年に改築を行えばと考えてみえるか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問が終わりました。

これに対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

ただいま、松本議員のほうから中学校の老朽化対策についてのご質問をいただきました。ご案内のように中学校は老朽化対策が今、必要となってきております。その老朽化対策とともにですね、グラウンドなどの周辺に点在する施設の有効的な利用も考え合わせた、総合的な整備がこれから必要になるというふうに考えております。したがって、所信表明でも申し上げましたように、私は新年度に中学校の建設検討委員会、それを設置をさせていただいて、より具体的な建設推進に向けてですね、取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えております。

この中学校建設検討委員会はですね、校舎の配置、そして規模、それから色々な部門があらうと思います。給食室をどうするのか、体育館をどうするのか、そういった基本計画の検討を行うための委員会というふうに位置づけましてですね、具体的な建設計画に向かって進めていきたいと、そのように考えております。

ご質問の、いつ建てるのかというお話をいただきましたけれども、教育委員会のほうからはですね、できれば早い時期、平成28年ぐらいを一つの目標としてというふうな申し入れをいただいておりますが、私としましては、その規模とか、そういったものを含めて、この検討委員会の中でですね、具体的に中身を詰めていただいて、そのうえで建設計画そのものをですね、明らかにしてまいりたいと、そのように思いますので、現時点でですね、何年から着手するという、そういう答弁は若干控えさせていただきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

松本議員、再質問ございますか。

○3番（松本 忍） わかりました。今のところ、一応に建設委員会さんの意見を聞いて、28年度を目処にということで、ご理解のほうさせていただきたいと思っております。

それでは、事業の手法についてですね、私から少々意見とですね、提案を申し上げます。明和町義務教育施設整備検討会では、昨年7月に第2グ

ラウンドに移転することが望ましいと答申がありました。そして、この3月1日の全員協議会では、現校舎の南側の建設案も出されました。

私の意見としましては、校舎のほうがいいと思っております。校舎の南側に建設して、役場を公共施設用地、菊川鉄工所の跡地ですね、そちらに速やかに移転し、グラウンドを確保するというのほうがいいのではないかと思います。これから早期に整備していかなければならない多くの施設、中学校を含め役場、大淀小学校、防災センターなど、たくさんあります。

そこで、事業手法の一つとして紹介させていただきたいと思っておりますが、町長もご存じとは思いますが、内閣府のホームページに掲載されていますPFI事業というものです。プライベート・民間のファイナンス・資金・イニシアティブ、率先してということで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業手法ですが、事業コストの削減、より高い提供を目指しております。民間企業の提案で行うので、設計委託料も要らず、得意とする工法で施工するので、コストも安くと書かれています。学校の建設に例えまして簡単に言いますと、いくつの教室の校舎を建ててくださいと、そのように条件提示を民間企業におかれまして、企業の選択は総合評価一般競争入札か、総合公募型プロポーザルの方式で行い、複数の企業から、このような校舎をこの値段で建てるという提示を受け、その中から町が一番良いと思うものを選択するものです。それを決めた期間で、民間企業から利用料を支払って借りるという手法です。

文部科学省の事業実施調査に掲載されてますが、近辺では四日市市が平成17年、18年の2カ年で、この手法で4校改築されております。維持管理を含め23年間の事業期間で契約され運営されております。この事業手法は補助金も付きますし、リースで分割して支払いを行うことから、単年度の財源が要らないので事業計画が立てやすいのではないかと思います。現在のように基金の積み立て等は必要がなくなるんじゃないかと思われそうですけども。

また、三重県の調査レポートでも見てみると、事業を計画した段階で、平均

11%財政負担が軽減されると見込まれると言っております。落札金額や契約金額を見てみると、民間のノウハウの導入や競争入札制度の影響などにより、財政負担が平均35.3%と軽減されるという内容になっております。

導入が遅れている理由は、1番にPFIに対する行政側の認識不足、2番に行政内の推進体制環境の整備と書かれております。現在、三重県でも尾鷲庁舎の宿舎等の複数のほうを発注しているようです。これからの公共施設に大変有効な手段と思いますが、町長、どう思われますか。一度見解のほうを聞きたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 松本議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ただいま、松本議員のほうから、いわゆる事業手法についてのご提案をいただきました。PFI方式もですね、一つの事業手法という形に受け止めさせていただきたいと思っております。と言いますのは、ご案内のように学校の改築ということになれば、少なくとも20億円から30億円の資金が必要になってきます。その中では補助金はあるものですね、いわゆる一財をどれだけ確保できるかというのが、一つの大きな課題であろうと、そのように思うところでございますし、我々としてもですね、その近々、いろんな市町でそういったPFIを取り入れた、そういう施設整備が行われているということも承知をしておりますので、一つのご提言という形で受け止めさせていただいて、事業着手の際にはですね、十分、そういったところも研究をしながらですね、進めてまいりたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） すみません。それでは十分に検討をいただくよう、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に認定こども園についてお伺いします。

先日3月8日の新聞に、曙幼稚園と休園中の暁幼稚園を統合した幼保一体化施設を計画している。明和町就学前保育教育検討委員会から明星地区と答申を受

けており、現在、調整中の候補地は明星地区の町立明星小学校と曙幼稚園の南側、地域おこしに取り組む、「NPO法人うにの郷」自然体験工房の西側の土地、面積3,940㎡で、地元の本郷自治会の所有、高台になっており、周辺は里山や田園が広がる良い環境と掲載されていました。

また、町長から昨年の秋、明星小学校の運動会に出席した際、側の高台に関心を示した。個人の所有地でないため幼稚買収の協力も得易いと考え候補地に決めた。明星・修正小学校や近隣市町との位置関係も考慮したと掲載されていました。私も位置につきましては、明星地区のものと修正小学校の3者の両自治会のほぼ中間にあり、環境も防災上も非常に良い適地だと考えてます。

ただ一点、気になるのは、一昨年の12月の一般質問でも質問させていただきましたが、周辺に出没しているイノシシの問題です。昨年は植えたばかりの田にイノシシが入り荒らしたり、畑を掘り起こしたり、農作物を食い荒らしたりしたのを、町長もご覧いただいたと思います。まだ人的な被害は出ていませんけども、先週、新茶屋で散歩をしていた人にイノシシが突進していったようです。上手く避けられて良かったのですが、二、三度木にぶつかって逃げていったと聞きました。こども園ができてからイノシシによる事故などが起きたら大変なことです。最近の捕獲状況や生息状況、どのような対策をとっているのか、教えてください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） こども園の建設の予定地周辺のイノシシの生息状況、捕獲状況についてのご質問でございました。農水商工課が担当しておりますが、その資料、有害鳥獣捕獲実績報告書によりますと、昨年の5月1日から10月31日までの報告がございました。明星、新茶屋、蓑村区域で、イノシシは推定の生息頭数が15頭でございました。その間、捕獲頭数が7頭となっております。今年の狩猟期間の2月には1頭の雌を捕獲したという報告を受けておりました。

対策といたしましては、昨年度ですね、今年度ですか、明星地区内で3名の方が罾の資格を取得されております。昨年までの3人の方々に捕獲の資格を持つ

ておられまして、檻を3箱、それからくくり罟を4、大仏山に仕掛けられている、そして捕獲にあたられているという報告を受けております。また、伊勢市側のほう、それから玉城町も駆除を今、実施しているというような状況というふうに、報告を受けておりますので、ここでお答えさせていただきました。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。松本議員、再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 依然、紐罟等、檻罟だけの対策でということですね。以前ですね、テレビで見たんですけども、イノシシのいそうなところですね、餌を一週間ぐらいずっと餌付けをして、それをテレビカメラで監視するらしいんですよ。その中で餌付けしたところに、上のほうに檻を仕掛けておいて、遠隔操作で親イノシシからウリボウまで、まとめて捕獲という方法もあるそうなんです。それですと、何かよくすごく成果のほうが上がっていると聞きましたので、そういう方法もですね、なかなか民間の猟師さんですが、罟資格者にお願いするだけでは難しいと思いますので、行政のほうも積極的に取り組んでいただいて、またこども園が完成してから、周りも全然生息しておらんというぐらいの勢いで、対策のほうを練っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。これは要望です。

それでは、もう1点、こども園について伺います。

周辺からのアクセス等のインフラの整備はどのように考えておみえでしょうか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） 道路、水道等のインフラの整備についてですけれども、現実的には今、道路の進入については農道、それから宮川用水のものの道路がということになりますが、現実的にこの間、教育厚生常任委員会の方々が現地を視察されまして、その際にも進入道路についての整備、そして夜間照明等々については随分考慮して、この地を素晴らしい建設場所にするようにというよ

うなご指摘を受けました。

そのことにおきまして、町内の各部署、まち整備課等々の関係各部署と協議をしながら、連携しながらアクセス道路、それから水道についての整備を効果的に、かつ効率的に実施していきたいというふうに思っております。これからのことでございますので、また議員さんのご指摘等を参考にしながら進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。松本議員、再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） それでは、まだこれからということで考えておみえですょうなので、私のほうから一つ意見、提案等を言わせていただきたいと思います。

町長もよくご存じのように、予定建設位置の周辺には、民間の企業の土地もお持ちです。そして予定地の南の鞍ヶ迫間池ですか、その畔には民間企業が昔掘られた温泉もございます。近い将来、この地点が核となり、将来の発展も見込めるのではないかと考えております。このことも前提にして、新茶屋の方面からアクセスをして本郷、妻ヶ広の明星小学校の付近からのアクセス道路、そして有爾中、蓑村方面からのアクセスとして、明星59号線からセントラルの今ちょうど入口付近になっておりますけども、その辺からの進入路、2路線のアクセスのほうをしたらどうかなと考えております。また、現在農道として供用しております宮川用水の管理道路についても全面町道認定をして、町で管理を行っていくというふうにしていただきたいと思います。

なお、上水道につきましては、J A明星支店から本郷自治会の南部につきまして150 mmの本館が埋設されております。それからおそらく当然施設までライニングされると思うんですけども、消火栓設置の際ですね、100 mmは最低必要な口径になっております。でもそれだけではなくですね、将来周辺が開発されても、十分に使用できる口径でライニングのほうしていただきたいと思います、そのように思っております。町長のほう、ちょっとご意見のほうをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 松本議員のほうから色々ご指摘をいただきました。

私どもはその暁幼稚園が休園をしているということを踏まえてですね、できる限り今、暁と曙を合体した形の中での施設整備ということを基本に置いておりますので、有爾中、蓑村地区、そして明星地区、すべての子どもたちが通いやすいというのか、そういった意味での位置選択も頭の中に実は入れているわけであります。

従いまして、新茶屋のほうから、あるいは現の曙幼稚園のほうからのアクセス、あるいはまた蓑村、有爾中方面からのアクセスという、そういうことも十分考慮に入れながらですね、まだ基本的な部分を今、策定中でございますので、それらができ次第ですね、インフラの整備につきましても教育長が申しましたように、庁内で一体となってですね、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。松本議員、再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） それでは地域の活性化も含め、強く先ほどのことを要望しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、企業誘致についてお伺いします。

企業誘致の基本に立ち返り、専門の調査会社から企業進出にかかるデータの提供を受けるための事業費を計上すると述べられていますが、それはどのようなもので、どのように活用していくのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今回ですね、私どもが企業誘致に関するデータを収得した中で、新たな展開を求めていきたいということで、予算のほうにもお願ひをしている部分でございますけれども、これは民間会社が実施をしております、いわゆる企業の設備投資等々の調査がございます。で、この調査会社がですね、三重県を検討地域としている、いわゆる企業進出をしたいという、そういう企

業のデータをお持ちでございます。これは製造業、卸売業、小売業、運輸業を含めてですね、売上高が10億円以上の企業を一つの対象として、この民間会社がデータを取得をしております。

その企業数は約3万社というふうに聞いております。そこを対象に、いわゆるアンケート調査をこの企業が実施をされました。そのうち、3万社のうちですね、1万7,371社が実は回答をされてきておりますが、その中で三重県を希望するという、三重県に進出をしたいというような業者が39社あるというふうに聞いております。したがって、この39社についてですね、これは各市町が一斉にというか、データを取得すればですね、そこへ働きかけをしていくことに相成ると思うんですが、明和町もですね、新たな取り組みとして、この39社に絞ってですね、いわゆる企業誘致の働きかけを行っていきたくと、そのように今、考えているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） すみません。その39社というのは、業種としては2次産業の業種なのが多いんでしょうか。その内容のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 松本議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） この39社の内訳がわかるとええんですけども、これ少し企業秘密という形でございますが、先ほど言いましたように、製造業が中心になるというふうにはお聞かせをいただいております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） つまり製造業を中心とすれば2次産業、2次産業の企業誘致ということはですね、その会社を誘致するのに、当然工業団地ですね、必要となります。その工業団地を誘致するのにですね、今までのようにオーダーメイド方式によって行うのか、それか町のほうで選考して工業団地をこしらえて誘

致するのか、どちらのほうで考えておみえなんですか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 私ども今、明和町の産業用地ガイドブックというのをつくっております。これは今、空き地というのですか、そういう企業さんが所有している土地なんですけれども、実際には企業進出をされておられません。そういう中で企業主さんとお話をさせていただいて、売却なり譲ってもいいよというところについて、ガイドブックという形の中で、企業誘致の候補地を把握しております。

従いまして、当面はそれをもってですね、勧誘に、誘致に行きたいというふうに思いますが、ご案内のようにオーダーメイド方式もあろうかと思いますが、あらかじめ町のほうが、いわゆる工業団地を造成してつとということについては、今のところ私は考えてはおりません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） すみません。明和町の産業用地ガイドブックはこれですね。

これ見させていただいたんですけども、私的にですね、菊川鉄工所が今、公共用地に売却されて、朝熊のほうへ移転されましたね。そのときにですね、菊川鉄工所は、やっぱり津波のことがちょっと気になるので高台に行きたいというような形ですね、おっしゃっておみえになりました。それでこの産業用地ガイドブック見ると、菊川鉄工所のところが一番高いようで、ほかの池村のところ一箇所ありますけど、ほかの標高見てみると、皆公共用地のところに、先ほどの菊川のところに標高的に低いところばかりなんですよ。なかなかちょっと誘致のほう難しいんじゃないかなとは思んですけども。

それとですね、今、工業団地のほうをオーダーメイドでつくっていくと、これ県の企業立地ガイドのほう、ちょっと見てみたんですけども、その中で津のほうとか色々、県整備してあるところでもたくさん空いているところがございます。なかなかオーダーメイド方式でやっていくのは難しいんじゃないかと思

ますけど、町長ご見解のほう聞かせてください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 確かにご指摘のようにですね、三重県の場合は北勢に企業誘致そのものは偏っているというのが現実であります。津以南についてはですね、なかなかそのオファーもない。特に今回東日本の大震災以降、海岸縁の部分につきましてはですね、ここの用地については津波の浸水区域になってますよねというようなご指摘も、実はいただいております。

しかしながらですね、今の時代にそうやって他の市町もですね、いわゆる空きがあるという状況の中で、明和町としてそこまでリスクを負ってやらなければならないかという、その用地の選定が非常に難しいという今の時点でございます。優良な農地を潰して工業用地にしていくかという、そういうところまではですね、まだ今のところよう踏み切らないというのが今の現状ですので、当面はこの39社を中心にですね、当たっていく中で、そういう声があれば積極的に動いていきたいと、そのように考えてます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。松本議員、再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 一応ですね、これもう当然県の企業立地ガイド、もうご承知だとは思いますが、またそれも検討のうえですね、色々明和町内で適地のほうを探してね、また企業誘致のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでですね、以前、昨年6月の一般質問でも私のほうから質問させていただきましたけども、まずですね、明和町の活性化、そして雇用の創出を急いでやらなければいけないと、そのようなときにですね、なかなか今からこの工業用地をでは、ちょっと時間的にかかり過ぎるのではないかという見解もするんです。その中でですね、以前にも述べさせていただきましたけど、昨年ですね、企業所設置条例の改正してですね、サービス業も当然利用しやすくなったということからですね、前回もお願ひしたんですけども、国道23号線、そして明和中央線の交差点部、行部交差点ですね。そこに商業施設等の3次産業の誘致に

ね、もう少し力を入れていただければどうかと思うんですけども、町長の見解をよろしくをお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今回、3次産業の誘致という形の中で、23号線、中央線というお話をいただいておりますが、ご案内のように町内にはすでにイオンモールの明和さんとか、ケーズ電気さんとか、いろんな形の中で大型店が進出をしております。

そういった意味ではですね、なかなか同類系の誘致というのは非常に難しいのかなというふうには思っております。例えば大型のチェーン店の飲食関係ですか、そういった部分はですね、オファーがあれば積極的には動けるのかなというふうには思いますが、同種の部分というのはなかなかマックスバリューさん、あるいはぎゅーとらさんもございますし、そういった中でのその商業圏というのですが、人口とか消費税者の動向とかですね、そういうことを考えると、なかなか難しいのではないかなというふうな思いをしておりますが、そういうオファーがあればですね、積極的に動いていきたいと、そのように思っています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） わかりました。私もそのような考えは持っております。

また積極的にですね、外食産業のチェーン店等でもございましたら、誘致のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に教育行政方針の中から移っていきたくと思ひます。

学習環境整備の中で、猛暑対策としてエアコンの設置を検討しますと教育委員長から説明を受け、町長の所信表明の中で、斎宮、明星小学校にかかる設計委託料を計上したと述べられておりました。どのような計画が行われているのか、詳細について教えていただきたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） はい、松本議員から児童生徒の猛暑対策に対するエアコ

ン設置について、ご質問をいただきました。一昨年から防衛庁の補助事業を活用することも一つの考えといたしまして、明星小学校、修正小学校の上空のヘリコプター検査をしていただきました。その結果を受けながら、文部科学省の補助とどちらが町の負担額が少ないかということの検討を重ねてまいりまして、今回、文部科学省の交付金事業、これ3分の1補助でございますが、の活用をしたほうが町としての負担額が少ないというふうな結果をいたしました。

それで、今回新年度において具体的な環境整備事業として、エアコン設置にかかる設計委託料を予算計上をさせていただいたというところでございます。文部科学省の補助事業を活用して、児童数の多い学校からという考え方から、斎宮小学校と明星小学校から順次整備するという方向をとりました。その後、順次設計工事を行い、各学校に設置をしていきたいというふうな計画でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） ありがとうございます。その設計の中にですね、自然エネルギーの活用のほうは考えておみえですか。例えば太陽光とかですね、風力発電とかの活用はどうでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 今のところは、そのような考え方を今しておりません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。松本議員、再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） これからですね、エアコンとか、特に電力を使う製品、それを配置する場合はですね、当然自然エネルギー、太陽光なり風力なりですね、取り入れたほうが、当然、町のほうでもですね、太陽光の補助金を出しますよね。町のほうで太陽光発電の事業を推進しているのに、公共施設のほうでそれを取り組まない手はないんじゃないんかと思うんですけども。

それとですね、学校は避難所も兼ねてますよね。停電とかそんなんなあった場

合ですね、何せ災害時に小学校に皆さん避難してみえると、電力がないと、その解消についてもですね、風力なり太陽光なりあれば解消できるんじゃないかと思うんですけども、お考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） その件については、今のところ検討していないということが事実なんです。今後、そのコスト面とか色々な形の中で、設計の段階の中でそれを考慮していけるかどうか、予算面も含めまして検討していきたいというふうに、私は思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 積極的にですね、取り入れていただきますよう、私から要望させていただきます。よろしくお願いします。

ちなみにですね、今回、設計料計上してもらっていますわね。これも私の提案なんですけど、PFI事業になれば、これも業者からの提案になりますんで、設計料も要らなくなってくると思うんですわ。それも一応検討してください。よろしくお願いします。

それでは最後に、学校支援ボランティアについて伺います。

学校の多様な課題に対応するため、学校、家庭の地域との連携による学校支援ボランティア活動の充実に努めると書かれております。現在の活動について内容、登録人数、募集方法等教えてください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 学校支援ボランティアについてのご質問でございました。

この学校支援ボランティアの制度と言いますのは、文部科学省が平成20年度に学校支援地域本部事業として行われました。明和町としても、この学校支援地域本部事業補助を受け、20年から実施をしてきているところでございます。この事業は学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的として、学校教育の充実、それから生涯学習の実現、地域

の教育力の向上もそのねらいとしております。

現在の活動、ボランティア活動をしていただいております登録者数は、2月現在で336名です。そのうち登下校の見守り隊が180名も含まれております。大体20歳代から80歳代までの幅広い方々が登録をしていただいております。主な活動といたしましては、総合的な学習の指導、いわゆる講師役、それから英語や理科、家庭科授業の支援や補助、朝の読み聞かせ、それから草刈りや施設の軽微な補修といった環境整備活動などです。そういう活動をしている。このことについてはボランティア通信を発行し、広く町民の皆さんに回覧等で内容を紹介させていただいております。

それから募集方法でございますね。募集方法については、地域から子どもたちへの応援団をキャッチフレーズに、子どもたちのために知識、経験、技能、資格、やる気を活かしてみませんか、チラシを作成をし、毎年募集チラシは自治会長様のご理解とご協力を得てまして、全戸回覧をお願いしているところでございます。もちろん教育委員会の窓口や幼稚園、小中学校に備えて、保護者にも啓発募集をしているところでございます。本部事業には補助の中にコーディネーター1名の配置を可能にさせてる予算が付きますので、本町でもコーディネーター1名を非常勤でございますが配置し、学校とそのボランティアの方々との橋渡しをしているというようなところでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） ボランティアの皆様もですね、豊富な知識と経験、そして知恵を子どもたちに伝えるのは大変重要なことです。これからもですね、ボランティア活動を行っている皆さんに対しても生きがい対策として、高齢者の方のね、生きがい対策として大変いいことだと思います。どんどんと募集を広げて、これからますます大きく育てていただくと、このように要望いたしておきます。よろしく申し上げます。

それでは、これで私の一般質問を終わります。これからですね、また子どもた

ちから高齢者の皆さんまで、すべての町民が安心して暮らせる住みよいまちづくりをお願いしまして、私の一般質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、松本忍議員の一般質問を終わります。

5 番 綿 民 和 子 議 員

○議長（北岡 泰） 次に、2番通告者は、綿民和子議員であります。

質問項目は、①「空き家対策について」と、

②「特別支援教育の充実を」の2点であります。

綿民和子議員、登壇願います。

○5番（綿民 和子） おはようございます。

一般質問に入ります前に、東日本大震災及び大津波から早2年が経過しました。亡くなられた皆様に対し、改めて慎んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。この未曾有の大震災に対し、復興への道のりは長く、そして困難なものではありますが、心を一つにしてこの苦境を乗り越え、未来に向かって一步一步進んでいくことを祈念しております。それでは、ただいま議長より登壇のお許しをいただきましたので、先に通告しました空き家対策についてと、特別支援教育の充実をの2点について、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

まず、1点目は、空き家対策についてであります。

日本は今、少子高齢化へと突き進んでいます。人口構成の変化は21世紀の日本社会が否応なしに対応せざるを得ない大きな問題です。過疎化や住宅事情の偏在など地域事情はさまざまです。若い人たちの移住、子どもたちが独立し残された親が亡くなると空き家になります。すべての親族が相続を放棄し空き家の所有者が宙に浮いている。事実上の所有者が存在しない空き家もあります。

また、他の空き家増加の要因もあります。長年、総住宅数が総世帯数を上回る状

況が続いてきたことも挙げられます。全国的に空き家が増加しており、このままでは加速的に一途をたどるものと危惧されます。人が住まなくなった家は年月が経てば柱などが腐り倒壊の危険度が増す上、台風や強風が吹けば壊れた戸や屋根等が近隣に飛び可能性があります。ごみの不法投棄や放火を含め火災発生時の懸念もあります。空き家の増加は景観上の問題だけでなく、犯罪や放火の要因になることなどから、住民は日々不安を抱きながら生活をしております。

また、空き家問題が悩ましい点は、所有者の私有財産であるため現行の法律ではあくまで所有者の管理責任に委ねられており、近隣には迷惑状態になっていても空き家問題については、本来は所有者等が解決すべきこととされ、解体や撤去などの処分ができないところです。所有者による状況改善を期待するしか手の打ちようがなく、一步踏み込んだ対処はできておりませんが、防災、防犯上の観点から問題のある空き家に対して、今こそ行政として対策を1日も早く行う必要があります。今後、本格的な少子高齢、人口減少時代に入る我が国において、一層空き家率が高くなることが予想されます。

まず、そこで3点ほどお尋ねいたします。

まず1点目として、町として空き家並びに廃屋に対する状況をどのように把握、認識しておられますか。

また2点目として、役場のほうに町民の方から空き家に対する相談はありますか。

3点目、防災、防犯上の施策についても伺います。管理されていない空き家が台風で倒壊したり、防犯や防災の面で空き家を放置し続けることへの不安も近隣の方にとってみれば、大変大きな問題になっていると思います。家を取り壊すと固定資産税が高くなるような認識をしておりますが、財政厳しいおり固定資産の減免措置なり解体の一部補助を講じられる方策をとられる考えはありますか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 綿民議員のほうから空き家、廃屋に対する現状と、空き家

対策についてのご質問をいただきました。

町といたしましてはですね、実はある自治会長さんから、実は家の自治会で空き家が増えてきて大変困っているんやというお話をいただきました。そして町としましては、平成23年の6月から24年の1月までを一応調査期間ということで、空き家等の実態調査を実施をいたしました。この調査の対象は一定の期間継続して居住していないということ、そういう状態にある建築物という形の中で、全自治会長さんにお聞きをさせていただいて調査をしたという、そういう内容でございます。

その調査結果は平成24年の2月1日現在ですが、町内の空き家数が約250件、そういう報告をいただきました。道路が狭い団地とか、あるいは参宮街道沿いに結構空き家が多いという、そういう状況になってきております。その中で色々これからのその対策もあるわけでございますけれども、空き家の管理状況、あるいは老朽化度、そういったものを色々と斟酌しながらですね、何らかの施策にこう結びつけていくことも必要ではないか、そのようには考えておるところでございます。

特に、ご指摘ありましたが、現在、1軒ではありますけれども、防災上の視点からですね、その空き家対策、何とかならないかという相談は受けております。内容については少しばかり控えさせていただきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、固定資産税の減免措置というお話をいただきました。これは税法上の問題でございますが課税、家が建っていることによって、宅地の課税が減免されるという、上の上屋がなくなれば単なる宅地という形の中で課税がされるという、地方税法上そういう仕組みになっておりますので、町の裁量でですね、課税をこの斟酌できるという、そういう内容のものではございませんので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

また、取り壊し等々についてはですね、やはり綿民議員もおっしゃっていただいたようにですね、個人のやはり財産の所有ということでございますので、

我々としてはなかなか、今、取り壊しに対して助成をしていくということについては、「はい、わかりました」というわけにはまいりませんので、その点をご理解いただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。綿民議員、再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 先ほど町長から詳しい説明をされたんですけども、私としてはその減免措置、固定資産の減免措置もできない。それから解体の一部補償もできないという即答を、即答じゃないけど、そういうふうなご返答をいただいたと思うんですが、私、この前ある方からお電話をいただいて、男性の方だったんですけども、「綿民さん、今回空き家対策されるんですよね」というお話をいただきました。その電話には、私とこは空き家が近くに、隣にあるので、もし火事になったときとか空き巣が入ったときは大変困るんやって、まずその人の立場に立ってみれば、私がもしそうであれば、何とかしてあげたいという気持ち、それは町長さんも同じやと思うんですけども、何とか減免措置、その前向きな姿勢で、できないというのじゃなくって、前向きに考えてやっていただける考えはありますか。もう一回お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 綿民議員のお優しい気持ちは十分に理解をさせていただきますが、先ほども申し上げましたように、あくまでもその空き家とかいう部分につきましては、それぞれ所有者があるわけでありますので、その所有者の皆さん方の管理に委ねるしか、今のところその方法はないというふうに思っております。行政がそこまでかかわるとするのは、よっぽどでなければならぬわけでありますので、やはり個人の所有物、それは個人の管理でひとつお願いを申し上げたいと、そのように思います。

また、そういった部分の中で、減免措置をやったらどうねというお話でございますが、先ほども申し上げましたように、一定のその地方税法の中の運用でございますので、町として、例えば災害で東日本のような大災害ですと、どう

こうなのであれば、また別でありますけれども、通常の場合はその地方税法に則らざるを得ないわけでありますので、そういった点でご理解いただきたいなど、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） では、違う方向からちょっとお聞きしたいと思います。町営住宅の待機待ちというか、希望者がたくさんみえると思うんですが、今現在どういう状態かちょっと1点お聞かせ願いたいのと、この空き家を町営住宅に活用されてはいかがですかという、私の考えなんですが、その点お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 町営住宅のその待機待ちということについては、私ども常にそのことを把握しているわけではありません。町営住宅の空きが出た場合に、いわゆる募集をさせていただいて、その中から抽選で入居していただくという、そういう手続きを実はとっております。今回、2月時点で二部屋の空きが出ました。そのときに応募をされた方は8人ございました。そういう状況の中では、非常に希望される方は多いというふうには理解はしておりますが、特段、その町営住宅の希望者を常々調査しているということではございません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） これも私事なんですけども、またお電話をいただきまして、「町営住宅に入りたいんですけど、何とか入ることできやんやろか」というお電話を、また再三いただきました。それで私、お返事させていただいたのが、「いえこれはちゃんとした抽選でとか、そういうふうなことで決まりますので、きちっとした条件を整えていただいて、応募してください」というふうに返答させていただきました。

そこで町営住宅というか、普通のアパートに入るには、お金もたくさん要って、

家賃も高いですので、もし家賃を補助をしてあげるという制度、考えていただくことはできないでしょうか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ご案内のようにですね、町営住宅そのものは一定の所得をもって基準を設けております。綿民議員さんにご相談された方が、どういう状況なのかはよくわかりませんが、一定の所得でもって、一つのラインを決めて入居できる、できないという、そういう判断をさせていただいております。一般のアパートとかいうようにですね、所得に関係なしということではございませんので、まずはその点はしっかりと踏まえておいていただきたいと、そのように思います。

で、その中で、いわゆる民間のアパートを借りるために、いわゆる町がその家賃補助をしたかどうかということですが、それは、いわゆる私どももそのことは一定これからですね、新たにまた町営住宅を建設していくということについては、さまざまな情勢からですね、非常に難しいかなというふうにも思いますので、逆にそういった対象者が増えてくればですね、いわゆるある程度のその基準に則った家賃補助をしてですね、町営住宅ではなしに、民間のアパートへ入っていただくことも、また考えていかなければならないのかな、そんなようなことは思っておりますが、ただ、今の時点で具体化するかどうかについては、少しさまざまな条件が要ると思いますので、検討していくということで、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 町長より前向きな意見をいただきました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、近隣市町村では空き家対策として、町が有効利用や管理徹底するために空き家オーナー登録制度や、また田舎暮らしをサポートをするために、空き家バンク制度を始めるそうです。個人に貸し出すにしても団体にしても安心して

借りられるような制度を明和町としてつくられる考えはありませんか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 前段でも申し上げましたけれども、250軒近くの空き家があるということの中でですね、我々としてきちっと把握をしなければならないのは、その持ち主の人がですね、貸してもいいとか、あるいは自由に使ってくださいか、そういったような調査をきちっとしていかなければならないというふうに考えております。そういった中で近隣市町、特に大台町さん等々で行っておりますのは、過疎対策という意味合いの中でですね、人口が若い人がもう町へ出ていく、そういった中でその部分をこう何とかくい止めようという、そういう思いの中で、そういった空き家バンク等のその制度を設け、実施をされているというふうに聞いておりますが、明和町としては先ほど申し上げましたようにまだ、調査はしましたけれども、その家主さんとか持ち主さんがですね、どういうふうな考えでおみえになるかというところをきちっと把握したうえでですね、もしいろんな形の中で展開ができればですね、冒頭申し上げましたような形の中で、いろんな施策を展開していきたいと、そのように考えます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 他の市町村では、こういう問題に取り組まれているという。で、明和町としては取り組まないとは言わないんですけども、前向きにもっともっと考えていっていただきたいと思います。私また、この前一人のおばあちゃんからお電話いただきまして、何かこの空き家対策をする、一般質問をするということで、お電話をたくさん今回いただきました。その中に、「私はもう年なんで、娘のそこへ行きたいんやけど、綿民さん何とか私の家を町が使ってくれたり、誰か買い手を探してくれへんやろか」というお電話をいただきました。

そこで私が、もし町が中に入っていたら、この登録制度とか空き家バンク

制度、そういうふうな制度ができれば、安心してこのおばあちゃんに、こういうことがあるで話ができるという体制をつくっていただきたいのが、私がここで質問させていただくことなんです。で、町長、もう一回お尋ねするんですけども、何回もすみませんが、もう一回、この制度をやっていっていただける可能性、やっていく気持ち、お答えください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） お気持ちは十分理解をさせていただきますが、おばあさんのお気持ちは何とかこの家を残したいと言われるお方を、私も聞いておりますが、息子さんにお聞きをしますと、もう東京なり都会でお家を建てて、もうそちらに住居を移してみえると、そういった中で、何とか処分をせなあかんという、そういうふうなおばあさんのお気持ちと息子さんのお気持ちとは、相いれない部分というのが、ときどき聞かさせていただきます。町がその中で、どのように介入できるか、先ほども申し上げましたように、それぞれの所有者のお気持ちをお聞かせをいただく、そして貸してもええよ、どうしてもええよという、そういうお答えをいただいたうえでしか、現在のところは物事は考えられないというふうに思いますので、綿民議員さんのそういうお話もこう念頭に置きながらですね、この空き家対策は進めてまいりたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 空き家対策に対して、くどいようですが、もう1点お聞かせください。

空き家の活用方法の一つとして、明和町でも海岸に面している大淀、下御糸の津波が予想されています。課題はたくさんあると思いますが、津波の避難所としての活用方法としてはいかがですか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） そういう方法もあろうかと思いますが、くどいようですが、所有者の方のご意見を聞き、我々としては対策を考えていきます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。綿民議員、質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 何度も何度もくどくどで申し訳ございません。私たちの町にも、いつ起きてもおかしくない東海、東南海、南海地震が予想されています。是非、考えなければいけない方策だと思いますので、国からの補助も視野に入れていただいて、是非、取り組んでいていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

空き家の問題は少子高齢化や地域コミュニティ希薄化の一側面でもあり、今後増加する可能性があります。防災対策と同様に、空き家の問題をすべて行政で解決しようとするのも無理が生じます。自助、共助、公助のバランスのとれた施策が求められると考えられます。防災、防犯の観点からも必要とされる空き家対策について、それぞれの実情に照らし合わせて取り組みを推進していただくようお願いいたします。

続きまして、2番目の特別支援教育の充実について、お伺いいたします。平成25年度明和町教育行政方針として、特別支援教育では障害等のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため、きめ細かい適切な指導に努めますとありますが、25年に向けて具体的な対策はできていますか。また、現在、障害を持ってみえる児童の学習支援はどういう状況ですか。合わせてお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民和子議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 今、特別支援教育、きめ細かな適切な指導に努めますというふうにして、25年度に向けての具体的な対策はどうかということと、現在の報告を求められております。

まず、その一人ひとりのニーズに合った教育、支援教育をしていこうと思います。まず第一番目には人員の配置が重要なニーズになってくると思います。まず支援学級の状況でございますが、増設を希望している学校が25年度ございました。県への要請をしていたところ、25年度には齋宮小学校に1学級の増設

が認められております。来年度25年度ですが、小学校では14学級、中学校では3学級となりました。これは県からの県費職員が配置され、学級担任という形で配置されます。このことが第一の一つの大きな成果だったと思っております。しかし、障害等のある児童生徒は一人ひとりで随分違いがございます。きめ細かな指導をしていこうということであれば、一人ひとりに合った指導に努めることが大変大事になってきます。町では今年度も学習支援員の配置を各学校の状態、状況に応じて配置をしていきたいというふうに考えております。25年度も予算化をしていただくように計画をしております。

また、もう一つ大事なことは保育園、幼稚園、小学校、中学校と途切れのない支援をしていくというのが、支援ですね、指導していくというのが大事なことになろうかと思っております。町では就学指導連絡会ということの設置しまして、幼稚園、保育園、それから小学校、中学校の先生方、それから行政でいきますと教育課、それから子育て課の職員も同席しながら、連携を密にしているところでございます。その中で個別の教育支援計画を、いわゆる指導記録ですね。病院でのカルテ、一人ひとりのカルテをつくりまして、それを連携しながら小学校へ、それから中学校へと送って行って、指導の計画が、その子との支援体制の確立に向けて続けていって行くということも行っております。また25年度もそういう形で、その指導の個別支援計画をしっかりとつくっていききたいなというふうに思っております。

それからもう一つは、それによってもいろいろな子どもによっては、さまざまその障害が違います。専門的な相談員を配置して先生方やとか、それから保護者の相談に乗っていただけるように、また適切なアドバイスがいただけるような相談員の配置を来年度も考えております。そのように今のところは人的な配置によって、その教育の充実を図っていこうというふうに考えております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。綿民議員、再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 手厚い対策をとっていただいている。素晴らしいことだと思います。こういうきめ細かな取り組みをされていることに対して安心しました。で、1点なんですけど、学習支援の配置の増加と、それから専門的な相談員の保護者の相談に乗っていただく、そういう方を置かれるということなんですけど、今現在はそういう方はお見えにならないんですか。小中学校ともちょっと一回合わせてお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民和子議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） そういう専門的な相談員の方は、現在も配置をいただいています。非常勤ということで町に一人来ていただくんですけども、そういう専門的な方が大変忙しく、ひっぱりだこと言うたらおかしいんですけども、明和町だけではなしに高校も行かれますし、それから他の市町へも呼ばれて行ってみえます。明和町だけで独占していくということではございません。

もう一つ、言葉の、幼児期にですね、言葉のこう障害を持たれる方がございますので、言葉の相談員という形で1名委託をさせていただいております。で、引き続きその方々にも来年度もきちっと配置をしていきたいというように思っています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 専門的な相談員の方、明和町だけにとどまることなくって言われてみえるんですけども、その相談されるときにこの方がいないとき、相談の件数は何件ぐらいあるかはちょっと把握できてないんですけども、もし良かったらお聞かせ願いたいのと、困ったこととか、すぐに保護者の方とか、私はこうなんやけどという相談が、すぐにできない場合はどう対処されていますか。

○議長（北岡 泰） 綿民和子議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） この相談員の方も忙しい方ですので、そのときに予約を受けるということになります。で、一応教員のほうが色々相談とか、我々の教

育委員会の支援課のほうが、それについての聞き取り等で聞かせていただくこと、それから予約でこの日の何時からここへ来てくださると、そういう方向でしか、ちょっと今のところ、県下的にこういう相談員の方の専門的な方は少なく、明和町は町に在住していらっしゃると思いますので、その大変こう便宜を図っていただくこともたくさんあります。その方との一番の町での弱いところをつかれているのが一つございまして、中学校まではこの教育委員会で責任を持つという形あるんですが、中学校卒業されますと、高校の子どもたちの問題が少しどうするんやと、高校へ行くと、その方も高校のほうへ入ってみえますので、高校へのそのつながりが明和中は少し弱いやないかというような指摘もされておりまして、そのことが今後の課題かな、それをどういうふうに工夫していくかなというふうな問題点も一つあります。そのようにして専門的な方々にいろんな形で、支援のあり方についてのご示唆もいただいておりますので、今後もしのしっかりと相談に乗っていただくという方向で考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 明和町としても、すぐに相談できる対策というか、そういうふうのを進めていっていただきたいと思います。

あえてもう一步進んだことをしていただきたいと思うのですが、教育長、ディジー教科書という、発達障害などで読み書きが困難な児童生徒のために使う教科書なんです、ご存じでしょうか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） はい、ディジー教科書というのが久しぶりに私も聞かさせていただきました言葉でございます。以前に、この議会でも今の議長が質問されて、そのときに随分と使えということもあつたんでございますが、それ以後そのディジー教科書について、我々のほうへ情報が入ってはいません。これはどんなものかと言いますと、デジタルデータ化された教科書を読み込む、再生する音声が出てというふうに、一つのそのCDROMの中に、教科書の内

容が入っております、それをデジタル化してというのか、パソコン等で見ますと文字、教科書の文字、絵等が出てきて、音声も入って、障害の程度によって読みが不得意な子どもさんが、それを見ることによって読み方やとか、それからどこを読んでいるかというような形が随分こうわかる、デジタル化された教科書というふうに理解をしているところでございますけれども、今、それが日本障害者リハビリテーション協会に文科省が委託されて、そこで作成をされているということで、それは個人貸与がほとんどでございます、我々のほうへはそのことについての情報は、文科省からも県からもございません。

で、今先ほど、その町のほうではそのことを使用してはおりませんし、県下でもこの教科書というのか、デジタル化されたCDを使った教科書というようなものを使っている学校はほとんどございません。まだ、その普及がされていないというのが現状ではないかなと思ってます。聞くところによりますと、今後その学校の教師がとりたいというときには、それがとれるとか、それから一つの団体等で購入した、使いたいと言えればそれをとれるとかいう形で、普及がなされていくというふうなことは聞いておりますけれども、今のところは教科書ですので、文部科学省から、そういうことを使えと、そしてこういうことができますよというような指示とか情報については、今のところは入っていないというのが現状でございます。

今、教員の方々にもディジー教科書というものを使用することができるかということを知ると、ディジー教科書って何ってというのが、そういう認識の方々のほうが多いのではないかなというのが、その現状なんです。で、明和町としてはですね、そのことについての認識を持った啓発ということをしていかなければならないということと、それから障がいを持っている子、読みが不得意な子、そういう方々にこういうものがあるんですが、どうですかというような宣伝、宣伝と言うたらおかしいんですけども、がありますよということもお伝えしなければならないだろうと思います。今のところは現物的なものはインターネット上で、ちょっと見ることができるとは思いますが、そういうこと、教科

書がデジタル版の教科書がある。また提供されますよということを、お知らせしていくことが肝要かなというふうに思ってます。まず、それから。

それからもう一つ、町としましては、そのことも含めながら、一人ひとりの子どもたちの支援をしていく、きめ細かな支援をしていくためには、人員をしっかりと確保したいというのが教育委員会の願いでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 先生たちもデジタル教科書をまだ知らないと言われる方がお見えになるということなんですが、将来的に保護者の方の要求がこれからあるとは思いますが、そのあったときに対応されるお考えはあるのかと、それから人員をしっかりと付けていただくこと、それを私からも強く要望いたしますが、将来的に、もう一回言います。必要になってくると考えられますが、保護者の方から要求があったときは使われる可能性はありますか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 保護者の方、これは個人対応という形が主流でございますので、その点についての理解はさせていただいて、使用してもらえるというのは大変大事な事かと思っております。

ただ、その学校の中でってということになりますと、教科書についての購入等がございますので、その点が、まだきちっとした補助対象とか、そういうものになっていないというのがあるので、そこら辺また検討していきたいというふうに思っています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） ありがとうございます。

最後になりますが、障害者と健常者がともに学んでいくことが当たり前の社会であると思います。明和町においてもそういった教育の取り組みがなされることを望み、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、綿民和子議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

35分まで。

（午前 10時 20分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 37分）

2 番 江 京 子 議 員

○議長（北岡 泰） 次に、3番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「観光全体について」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

○2番（江 京子） よろしく申し上げます。

議長の許可をいただきました。まず、質問に入る前に、東日本大震災から2年、大切な命や夢を奪った震災は、いまだあまりにも深い傷跡を残しています。震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、いまだ行方不明の方々の早い発見をお祈りいたします。

では、通告に従いまして、私の質問をさせていただきます。

明和町の観光全体を質問させていただきます。町長の所信表明をお聞きしました。伊勢神宮の式年遷宮は明和町の観光振興を伸ばす最大のチャンス、私もそのとおりだと思います。20年に一度の伊勢の地での大イベントは、8年前から本格的に動き出し、世界中に発信しています。今までにも多くの先輩議員の方々が質問されていますが、再度お聞きします。齋宮跡を核としたまちづくりへの町長の熱い思いをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問が終わりました。

これに対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ただいま江議員のほうから、齋宮跡を核としたまちづくりへの思いをお聞かせをいただきたいということで、ご質問をいただきました。ご案内のように国史跡齋宮跡は、昭和54年の3月に国の史跡指定を受けて、今日ちょうど33年の月日が流れたわけであります。当初、この国史跡齋宮跡そのものは、文化財として超一級品の文化財であるという認識は世間に、多くの人たちに知られているところがございます。しかしながら、我々としまして一つの思いとしてですね、国史跡齋宮跡は一級品であるから、そのままの状態でもいろんな多くの人々が訪れてくれるであろうという、そういう期待感を持ちながら今日まで来ました。

しかしながら、現実には歴史博物館ができ、歴史体験館ができという状況の中でもですね、年間10万人を切るような人しか訪れて来ないというのが、今の実態であります。したがって、伊勢神宮と最もつながりの深いこの国史跡齋宮跡、これをですね、この伊勢の式年遷宮に合わせて何とかもう一度多くの人たちに知っていただくという、そういう取り組みをですね、我々としてはどうしても再構築をしていかなければならない、そういう思いでございます。

町ではですね、平成22年の2月に齋宮跡を文化財としてのみではなくですね、何とか町の活性化につなげていきたい。活性化につなげる重要な拠点としたいという、そういう位置づけで、魅力ある地域づくりを目指すために、史跡齋宮跡を核とした活性化基本方針というのをまとめたところがございます。

しかしながら、これには財政的な裏づけが実はございません。したがって、我々としては、この何とかですね、国なり県なりの支援が受けられないかどうか、そういったことも念頭に置きながら、幸いにして歴史まちづくり法に基づきます歴史的風致維持向上計画、その認定を昨年6月に受けたところでございます。したがって、これからですね、この国の支援を受けながら、齋宮跡の周辺整備も含めて、何とか皆様方に再度齋宮跡の価値、文化財としての価値、そういったものをですね、再認識していただく取り組みを強めながらですね、できれば観光資源として活用し、町の活性化につなげたい。そういう思いで今、それぞれ取り組んでいるところでございます。

伊勢の式年遷宮は、この秋であります。我々が希望しておりました史跡東部の整備の建物の復元は、いわゆる26年の秋以降になるというふうにお聞かせをいただいております。少しばかりタイミングはズレてしまいましたけれども、我々としては伊勢のおかげ参りと言われます26年以降の伊勢神宮を訪れる方々に対して、何とか明和町の齋宮も来ていただけるように、そういう取り組みを今後強めて、町の活性化につなげていきたい、そういう思いでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。江議員、再質問はございませんか。

江京子議員。

○2番（江 京子） ありがとうございます。国史跡齋宮跡は東西2km、南北700mと言われる国内でも最大級と言われるものです。この発掘は昭和45年から始まって、もう40年近くになります。発掘調査の歴史を振り返ってみますと、長い年月の中には、齋宮跡が解明されてきている考古学上の齋宮跡の発見から史跡指定に至るまでが一つ。二つめは、三重県齋宮跡調査事務所の開設から齋宮歴史博物館までの開館まで。三つめは、齋宮歴史博物館開館から齋宮跡歴史ロマン広場の完成までという形で、長い年月の発掘調査が行われています。

私もこの仕事に就くまでは、次々と発掘調査が進む様子を見ながら、町の莫大なお金が動いているのではないかと、予算はどうなっているのかと、何かここにこんなにお金をかけるのかなというような、そういう素人的な考えを持ってい

ました。しかしながら、この発掘調査については国や県からのたくさんの方々の支援を受けていると聞いています。でも、一般の住民の方々には、あそこはわかってみえない方が多いと思われるので、今一度、この齋宮跡の発掘に対しての国や県、町の予算の流れの説明をしていただきたいと思います。

それと、先ほど町長も言われたように、歴町法の認定を24年6月に国土交通省、文部科学省、農林水産省が支援している認定を受けました。なかなかこの認定を受けるまでには関係者のご苦勞は大変なものであったと思われませんが、この認定が町の観光振興や全域の地域活性化につながるのか、よくわからないところでもあります。これについての説明もお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 江議員に質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 国史跡齋宮跡への色々な国、県の助成につきましては、大きくは土地の公有化、それから先ほどご指摘ありました発掘調査等々について、色々支援を受けておるところでございます。これらの内容につきましては、担当課長のほうから詳細について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 文化財保存活用監。

○文化財保存活用監（中野 敦夫） 失礼します。先ほどのですね、国、県の予算の流れでございますけど、主に県がやっている発掘調査につきましては、県のほうで進めていただいております。それで明和町のほうで発掘調査の費用をいただいているというのは、個人住宅の調査について、現状変更に伴うことなんですけど、それについて国から50%、県から11%の補助金をいただいております。

それから、先ほど町長も申しました土地の、まず齋宮跡を保存するというところで、土地の公有化を進めるわけなんですけど、それにつきましては国から80%、それから県から15%の補助をいただいております。そして博物館、それからいつのみや歴史体験館、そういう整備につきましては、県のほうで担当してい

ただいているということで、町のほうはその整備していただいたあとの維持管理をですね、任せていただいているというような状態です。また維持管理につきましては、公園の交付税とかですね、特別交付税という予算も入ってきております。

それから、先ほどの歴町法の認定を受けることができますね、町の活性化にどういうふうにつながるかということなんですけど、国の指定を受けますと、文化庁のほうからはですね、その保存に対する支援というか、そういう補助金については手厚くいただけるわけなんですけど、それ以外にですね、来訪者のための受け入れ等の案内板とか、それから生活している方の環境整備とか、そういうものにつきましては、なかなか指定しているということで、ほかの省庁からの支援をいただけないというのが現状でございました。それで平成20年に歴町法が制定されまして、先ほど議員さんもおっしゃられた3省が連携をして、文化庁ができない事業については国土交通省、それから農林水産省がですね、何とか手助けしましょうというような法律でございます。

この認定はですね、国の文化財を持っている史跡を活用しながら、歴史的なまちづくりを進める区域についてですね、支援していくということで、この6月に受けたことによりまして散策道とか、それから案内板誘導ですね、そういうこと。それから生活している方の地域の環境整備、そういうことが実現できるということで、その受け入れ体制がですね、より充実できるということで、それがですね、地域の活性化につながっていくということを期待しているものでございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。江京子議員、質問ございますか。

江議員。

○2番（江 京子） まだ少しわからないところがありますが、もっとこの歴町法については、住民の方々にわかりやすく、あっこんなに認定を受けたんやというような説明なりをしていただきたいと思います。なかなかこだけ町が、この斎宮跡を核としたまちづくりって大きくアピールしても、やっぱり明和町の

住民さんの中には、まだまだこの齋宮跡については「齋宮のものやないか」というような考えを持っている方が多いように思われます。

で、ここのところ本当に新聞で毎日のように明和町のこの観光に対しての報道がされています。この間も3月6日の新聞ですが、「観光大使一般合わせて50人、明和町売り込む任命」という見出しでの新聞がありました。少し遅いなどという気がしましたが、この一般の方からの任命というのがとても珍しい取り組みということで、あっ明和町もやっと動き始めるのかなと思いました。ただ、この観光大使に任命された方々に町として、町長としては、この観光に関してのアピールポイントをどんなふうと考えてみえるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 明和町の観光のアピールと申しますと、国史跡齋宮跡は当然でございますし、それに関連する施設等は、そういう文化財は当然のことでございますが、もう一つは参宮街道ですね、伊勢街道そこら辺の部分の中で、まだまだ古く残っている建物等々もございます。そういったところもアピールをしてまいりたいと思いますし、白砂青松の海岸であります海水浴場等々も、我々としては自然を活かす静かなキャンプ場ということでの関西方面で、すごく人気があるキャンプ場でございますので、そういったところも観光のアピールポイントにはしてまいりたいと、そのように思います。

そういう意味では、また齋宮跡以外にも齋宮調整池がございますが、あの周辺も自然で豊かな風光明媚なところというふうに思います。そういったところですね、町のアピールポイントとして、齋宮跡以外にも売り出しながらですね、町全域を一つの観光スポットという、そういうとらえ方の中でですね、これからアピールをしてまいりたいと、そのように考えております。

そういった中でですね、最終的にはその国史跡齋宮跡の10分の10の、いわゆる史跡等の整備、国史跡齋宮跡、そこへですね、結びつけていくような、そういう内容のものを是非これから取り組んでいきたいと、そのように考えておりま

す。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

江議員。

○2番（江 京子） 観光大使の果たす役割はとても大切だと思います。で、この新聞紙の中には、まだまだ未定ではありますが、年齢を制限してというような部分をお見受けしました。私といたしましては、斎王の舞、あれをしている子どもたち、もう十分明和町をアピールする、すごくいいものだと思います。ある方などはその舞に魅了されて、その舞のほうをいろんな自分の学会やいろんなイベントにお誘いしてくれているような先生も見えます。で、つきましては、その方明和の住民になるところまでいっているような、そのぐらい明和町に魅力を感じてみえる方もいるようです。ですので、この観光大使を任命されるときには、私は是非とも子どもの力を生かしてもらえたらと思います。子どもに焦点を充てると、そこには親が付き、4人のおじいちゃん、おばあちゃんが付きという形で、すごく多い人数で明和町をアピールするいい人材じゃないかと思いますので、その点、お考えください。

また、若い人たちが遠くに旅行に行ったときなんか、明和町にはこんなにもいいものがあるよ、明和町はこんな素敵な食べ物があるよというようなものを、できればつくってほしいなと思います。私も去年の議員視察で思ったことは、観光客が訪れたい場所、道の不便さというのはさほど問題ではないんだなと思ったことです。そこにまた来てみたいなという魅力があれば、何らかの魅力があればリピーターもどんどん増えていくと思います。

私も以前勤めていた仕事で200人、300人のおじいちゃん、おばあちゃんではありますが、引率をしていました。で、高齢の方の団体でしたが、観光地そのものは魅力ですが、もう一つその人たちが求めるものは食事とお土産物です。お土産物店に着くたんびに宅急便で送るぐらいの勢いで、高齢の方お買い物大好きです。そういう部分においても国史跡ということで、大変制約はあるのは承知なんですけど、おはらい町、おかげ横町のようなものが明和町にはできないの

か、もし町長としてそういうものをつくりたいなというお考えがあるのなら、一度お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 観光大使につきまして、子どもさんも含めてどうかというお話でございます。後ほどですね、今の考え方だけ、担当課長のほうから述べさせていただいて、ご指摘の点は十分に理解をさせていただきます。したがいまして、どこまでその拡大できるかということについてはですね、ちょっと検討をさせていただきたいなと、そのように思うところです。

で、食事処、そしてお土産という部分でございますが、確かにおっしゃられるように、今、明和町のその土産物と言えはですね、もう限定がされてくるという、そういう中身でございます。我々としましては特産品の振興連絡協議会等々で、各事業所さんに呼びかけて、色々なものをですね、今、検討をしていただいて、一定の品物はでき上がってきたわけでありましてけれども、なかなかそれがですね、明和町の特産品、あるいは土産物として定着するかどうかという事は、これからの色々な取り組みの鍵であろうというふうに思っております。

で、現在のところはいつきのみや茶屋というのですか、体験館の隣にありますお茶屋さんで物販、あるいは軽食を提供しているといったような状況でございます。したがいまして、これからですね、もっともっとお客様が増えてくるということを考え合わせますと、そこら辺の対策をですね、やはりきちっととっていかなければならないと、そのように思いますが、一つはなかなかですね、ほかの文化財とは異なりまして、なかなか一般向けしない部分もあろうかと思っております。したがいまして、団体客がたくさん訪れていただくのは結構なんです、それらを受け入れるような土産物、あるいは食堂の整備を史跡内にとというのは、少し無理があるような感じがします。

従いまして、私ども今、ガイドブックを作成しておりますが、その中には各町内の、いわゆる食べ物屋さん、色々な食べ物さんが頑張っていたいただいております。

ますので、そういった部分をリストアップして、訪れる人たちに紹介をさせていただく、そういう取り組みをもう少し強めていけたらな、そのように考えております。いずれにしましても、それなりのこのお客様を受け入れる体制整備、これをこれから本格的に進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 齋宮跡文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（西口 和良） 先ほどの観光大使の考え方でございます。

この観光大使の運用につきましてはですね、現在、その詳細を詰めているところでございますが、まずは町に愛着を持っていただいた方、また明和町の観光に協力できる方を対象に考えております。

で、新聞にもありますけど、全国的にも珍しいというのは、ほとんどの観光大使ということに関しては、著名人の方に委嘱するということになっておりますけど、明和町はですね、町内から広く募集をさせていただく形をとっていきたいと考えております。この辺につきましてもですね、試行的なこともございますので、今後、年齢的なこと、とりあえずは事務局案としましては、町外へ出ていただくということで、成人の方、18歳から20歳ぐらいを一応考えておるんですけど、先ほど町長もお話ありましたとおり、今後ですね、それについてもそれ以下の年齢の方についても、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。江議員、再質問ございますか。

江議員。

○2番（江 京子） よろしくご検討願います。

昨年2月の梅まつりでは、明和町のゆるキャラのめい姫がデビューしました。明和町を全国発信するためには多忙な毎日のようです。そこで気にかかるのは、担当課の職員不足です。めい姫が動くには必ず2名の職員が動いてみえるようです。齋宮跡・文化観光課の仕事は手薄になっていないでしょうか。職員の増員は考えていないのか、町長にお聞きしたいと思います。今の投資は必ずプラスの効果があると思いますので、是非、職員の増員をお願いしたいと思うとこ

ろですが、町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） めい姫もデビューをさせていただいて、ちょうど1年以上が経過をするところです。そして各種のイベント等々に出演をさせていただきました、今、大分人気を得てきているというのが、今の実態でありますし、これからまだまだ色々な形の中でのイベント等々に出演をして、その中で明和町をPRしていきたいと、そのように考えております。

その中で、スタッフが少ないんじゃないかというご指摘をいただいておりますが、一つはなかなか今の時代の中で、増員を図りながらというのは非常に困難だというふうに、率直な考えで申し上げますと、なかなかそれだけに人を増やしていくということは難しゅうございますので、我々としては嘱託職員、あるいはまた臨時職員の皆さんに応援をいただいておりますね、その中で運用を図っていききたいと、そのように考えております。

実は、内輪話ではございますけれども、あの中に入りたいという、入ってそのめい姫になりたいという人がですね、実はたくさんおっていただきまして、それぞれのイベントのときにはですね、その中に入っていただくという、そんなことも考えながらですね、これから出かける機会が多くなろうと思いますので、他の業務に支障の出ないように配慮していきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。江議員、再質問ございますか。

江議員。

○2番（江 京子） めい姫の中に入りたいという方がたくさん見えるということで、とても楽しく聞きました。やはり職員さん町を出て行ってしまいますと、中での仕事もたくさんあると思います。自由に動ける民間人の方なども雇っていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

今、周辺の市町でも伊勢の式年遷宮をきっかけに、観光客の増員をねらった戦略を立てています。どこの計画にも大きく出てくるのが、幅広い人たちからのアイデアです。狭い自分たちだけのアイデアでは、いつも似たりよつたりのも

のになりがちです。めい姫もフェイスブックに登場しています。もっと皆のアイデアを募集をしてはいかがでしょう。どうも明和町はそういう募集をいろんな幅広い人の意見を募集するというのが、ちょっと薄いように思います。例えばめい姫ちゃんの、まだまだグッズがなかなか揃っていないように思われるんですが、そういうのを全国発信でもして募集するお考えはありませんか。

またもう一つ、ラジオキューブFM三重で、来て見て明和、王朝ロマンというのが始まりました。で、2月から始まったこの番組ですが、この番組の評判はどんな感じなんでしょうか。また、この番組の趣旨も教えていただけたらと思います。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） アイデアを募集してはどうかということですが、確かにおっしゃられるように、我々の考える部分については一定こう限度があるというふうに思いますので、フェイスブックやホームページを通じてですね、そういう機会を是非設けていくように努めていきたいと、そのように思います。やり方によってインパクト与えるということは、私も考えておりますので、是非、多くの人々の知恵をお借りをしていきたいと、そのように考えます。

また、FM放送で始めましたが、まだまだちょっと周知不足というのですか、いわゆる聞いている方が時間帯にも多少よるのかもわかりませんが、なかなか反響がというところまでは行っていないのが事実だというふうに思います。ただ、聞かれた方についてはですね、おつ明和町もこういうことをやっているやなということの中での評価はいただいておりますし、特に博物館の江村さんの斎宮跡の解説が普段の部分と違って、なかなかわかりやすいとかという形の中で、これからも聞いていこうというふうにおっしゃっていただいた方もあります。したがって、どれだけの波及効果が期待できるのかは、今のところ未知数ではありますが、そういった形の中です、口コミでこう段々段々広がっていくというふうに思っておりますので、もう少し様子を見ながらですね、明和町がそういう放送をやっているよということ自体を、もう少しアピールして

いきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。江議員、再質問ございますか。

江議員。

○2番（江 京子） 私もその町のラジオキューブを聞いていまして、明和町はどうしてしないんだらうという質問をさせていただいたこともありまして、あつやと明和町の宣伝が流れるんやってというふうに思いました。ただ、4時から4時半というのは、なかなか聞く時間ではないというのも一つの問題だと思います。でも、聞いてみましたら、すごくわかりやすく、とてもこう明るい放送になっていたの、静かなんじゃなくて良かったなと思います。

この来て見て明和、王朝ロマンの宣伝に対しても、やっぱりもっと、まずは住民さんに、こんなんするだよというような発信がなかったなというふうに思います。ただ、これはまだまだ続くことですので、もっともっとう皆さんに聞いていただいて、あつこんなところも出したらどうやとかいうような意見も聞いてもらいながら、していただきたいと思います。やっぱり観光というのは町全部が楽しみながら進めなくては良いものはできないと思います。

2012年には、日本最古と言われるひらがなのいろは歌が出土されて、女性の都と言われる齋宮の魅力がまた一つ増えたのかなと思いました。そのときに書道家、矢野きよ美氏を迎えての「いろはを書こう」のイベントも開催されたところですが、それがそのあとの観光客の増員につながっているかと言えば、それほどでもないなというのが、ちょっと寂しいところです。やっぱりうちのこの明和町で、何か待っているよ、向こうからお誘いがあれば行くけど、自分からは行かないよというようなところを、とても感じる場所なんです、これからはやはり明和町の観光を進めるのにはもっと攻めて、こんな明和町のいいところあるんや、めい姫にもおるんやというふうに、積極的に打ち出してほしいと思います。

ここに観光三重というようなチラシがあるんですが、これを見てもめい姫ちゃんが出ていませんし、明和町の観光もさほど載っていないのが現実です。やは

りこういうのにももっともっと積極的に、こんなのもあるから載せてよという形で、取材を待っているんじゃないで、自分から行くというようなところを、これからは見せてほしいと思います。明和町には本当に里山から海までの広大な平野ですが、とても暮らしやすい町ではあります。でも、暮らしやすい町と観光地は違うというのを、若い子どもたちからもよく言われます。で、観光客が来て、たくさん来てくださって潤うことが、今のこの住民さんにとってプラスになっていくんだというのを、住民の方々が納得すれば、この齋宮跡イコール齋宮のものという考えはなくなっていくと思います。それでやはり観光のほうも力を入れていきながら、進めていってほしいと思います。

それと、明和町齋宮跡だけじゃなくって、やはり齋宮どの地域をとっても、齋宮とは必ずつながっているように思います。特に本当に昔からのこの土手のある祓川、この祓川本当に去年私もあるイベントで魚捕りに参加させてもらったんですけど、やっぱり土だからこそ、たくさんの生き物が棲んでいるというのを、びっくりするぐらい感じました。で、この祓川を守っている方々もボランティアでやってみえる方ばかりです。で、やはり私この祓川の環境を守るためにも、この観光につなげるためにも、もっと明和町全体でこの大切な祓川に対しても持って行ってほしいと思っています。

で、こうして明和町本当に里山から海まであるわけですので、これからまだまだ時間はかかると思うんですが、明和町全体をこう観光の一つとして、戦略的に考えていってほしいと思いますので、ここんところは要望をお願いします。明和町が潤うためにも、町長さんの強い意思を持って進んでいってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（北岡 泰） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

12番 田 辺 泰 宏 議員

○議長（北岡 泰） 次に、4番通告者は、田辺泰宏議員であります。

質問項目は、①「幼保連携型の認定こども園について」と、

②「学校体育施設の使用について」の2点であります。

田辺泰宏議員、登壇願います。

○12番（田辺 泰宏） ただいま議長より指名をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきたいと思います。

2番目としまして、学校体育施設の使用について、毎日健康維持のため親子のふれあいのために、それぞれの家族で色々の運動をやって、将来とも健康でいられるように頑張っておられることと思います。

さて、明星小学校の体育施設、体育館は10年以上前から、もろもろの事情で放課後や夏休みに現在まで一般の住民やPTAの会員の皆さんが、長い間、この明星小学校の施設だけが使用できなかったのも、放課後からの時間を親子のふれあいや健康維持のために使いたかったが、地域の住民として納得できない理由で、明星地区だけが体力の養成や親子のふれあいの機会が奪われたことは、他の地域の住民と比べて地域住民が大きな被害を受けたと言われても過言ではありません。今までPTAの有志、保護者の集まりなどで地元の町民は、この施設の借用申請を出すために、何回も明和町の教育委員会に足を運び借用をお願いしてきたが、いまだに借用申請ができない状態が続いています。これでは町民は町行政の大きな怠慢であり、重大な責任が問われても仕方のないことであると考える人が大半であります。

ところで、このような状況がいつまでも続くことは、明和町のすべての住民にとって大変不幸なことでもあります。行政上もこの状態を放置することはできません。さて、昨年9月議会で私はこの件を教育長に質問をし、問い質しましたら、すべて解決していますので、別に問題はありませんと答弁をされましたので、そこで、私は借用申請をしますが許可してくれますかと尋ねたら、教育長は別に問題ありませんので許可させてもらえると思いますと返答されました。

そこで、問題点がどこにあるのか、色々の人に尋ねたりして、今までの経緯を

調べました。近所の住民の理由のないと思われる意見を、町行政がどうしてか受け入れてしまってきたために、長期間にわたって借用申請の許可がとれない状態が延々と10年以上も続いてきた行政上の大きな課題であります。さて、先日私が一人で明和町総合体育館へ明星小学校の体育施設の借用申請を受け取りにまいりました。早速、明星小学校の体育館の使用申請をしようとしたら、「田辺泰宏議員ですか、田辺議員が来られたら、一旦教育委員会を通してからにしてください。明星小学校以外はすぐに申請できますが、教育委員会から言われていますので、よろしく願います」と、私は「すでに教育長にも議会で申請したら許可すると聞いていますので、ここでこの申請書を書いて提出したい」と申し込んだが、教育委員会が管理していますので、「指定管理者の私はこれ以上のことはできません」と言われ、しぶしぶ明星小学校の欠落している借用申請書を手にして帰りました。

ここにもうすでにご存じかと思いますが、この用紙にありますように、ずっと見ていただいたらわかりますが、一番下の欄が修正小学校まであります。明和中学校から。このあたりにですね、明星小学校という欄がなければいかんわけです。ところが明星小学校だけ学校施設も運動場もですね、書く欄がないわけです。この用紙がですね、8年も10年もこのまま使われておったと、もう前からの書類ですと言われました、受付の方が。これは僕はおかしいやないかと、早速この用紙を変更してくれと、明星小学校も書ける欄をつくってくれるように、町の教育委員会に言うてくれと言いましたら。はい、よくわかりました。そうさせてもらいますと言われましたが、そのぐらいですね、この問題は長い間経ったと言いますか、この用紙までもですね、こういうふうな不都合な状態が続いてきた。これはですね、どういう理由でこういうことが続いてきたのか、明星小学校の欠落している借用申請をどのようにして、このものがですね、この欠落している用紙がですね、つくられたのか。また、これを町民は何年前から、この欠落した借用申請が渡され、その度に申請に行った人はたらい回しにされて、教育委員会の窓口で理由を付けられて、借用申請を書いて出すことが

できないで、現在まで10年以上も明星小学校の体育施設が使用できない状態が続いています。申請書を書くために行ったときに、明星小学校の体育施設以外はこの借用申請書で、ここですぐ書いていただいて使用していただきますと受付の責任者から言われました。どのようになっているのか、町民に説明責任を果たせる説明をしてください。

町会議員として調査のため、2、3回明星小学校の北側のお宅を訪問して話を聞いたり、地元の住民に尋ねたり、今までのPTAの役員やスポーツ振興会の役員に事情を聞きました。その結果、どうも行政の方が腰を上げていないように思いますと、もう一度このような不都合が続いていることは、どこに原因があるのかお尋ねをしたいというふうに思います。このような不都合なことがいつまでも解決されないことが行政の怠慢であり、町民にとって許せないことであると思います。今月から明星小学校の体育施設が借用申請ができ、使用できるようにしてください。指定管理者の取り扱いの事務手続が、いつまでも教育委員会に行ってからにしてくださいというようなたらい回しにして、使用できないようにするつもりですか。お尋ねをします。

このような不合理な出来事が10年以上も続いてきたことは、町民は誰しも明和町としての行政上の責任が問われることになるとは思います。今後、この課題解決に向けて、どのような措置をとって取り組んでいかれるのか、町民に対して説明責任を果たすため、早急な解決方法を示していただきたいと思います。

また、明星地区の住民が、このような町政の怠慢によって、長い間不都合による不利益としての損害を受けてきたことは、町民にとっては町政の欠陥であったと思われます。そこで、この責任を町長、町執行部が説明責任を果たすために、明星小学校の施設が安心して使えるように、使用者のための駐車場を町の責任において、早急に購入して確保してもらうことを、明星地域の住民として強く要望いたします。これについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。今後、このような町政の怠慢によって、町民に迷惑をかけることがあったら、町長、町執行部は自らの減給処分等の戒告処分を潔く受けてもらうことを、強

く要望するものであります。

以上ですが、これについて町長はじめ関係課長のご答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 学校体育施設の使用について、明星小学校の体育館の使用許可についてのご質問をいただきました。ただ、議員が言われることに対しての、ちょっと訂正だけしていただきたいと思えますけれども、この体育施設が10年以上前からということが随分ありましたけど、この問題が発生いたしましたのは、17年から18年にかけてでありまして、私が就任する前のことでございましたから、10年以上は経っていないというふうに思えますので、その点はお理解いただきたいなど、どこでそういう10年以上前というのは、ちょっとわかりませんが、そういうことということでもあります。

それから、もう1点、私も9月議会での質問ということですけども、本会議の中で質問されたことはございませんで、全協で体育協会からの体育使用の報告したときに、明星小学校ゼロということで、どういうことやという中で質問されたということと記憶しておりまして、その点のご理解も誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。

それで、少々議員さんが、ちょっと認識というのが、ちょっと我々どう異なってくるんですけども、この小学校の体育施設の利用について、ちょっと説明をさせていただきたいというふうに思います。学校施設を町民に解放することは、明和町学校体育施設開放条例に基づいて行っているものでございます。この条例の目的というのは、学校教育に支障のない範囲で町民に解放するための必要な事項を定めるということで、このような条例を設けております。そして必要な事項については明和町教育委員会規則で定めるということになってございます。

この規則は、使用者は明和町民とすること、で、使用者は児童生徒の心身の健全な発達や安全・安心対策のための使用に配慮しなければならないと、議員さんが申されますように、放課後とかP T A、保護者等の使用については、この

学校開放の範囲内には入りません。学校長が認めれば学校行事の一環として使えるということになっております。で、この学校開放の条例でいきますと、使用の期間といいますのは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平日の夜間で、学校教育に支障のないと認められるときに使用できると定めています。で、使用の時間は土日、休日は午前8時30分から午後5時まで、夜間は6時半から9時45分までとしています。ただし、それにはただし書きがございまして、学校教育に支障を与えると認められるときはこれは短縮することができる。平日は夜間のみということの中で、学校施設の開放を行っている。その業務を今、体育館のほうで代行していただくということになります。

議員さんがおっしゃられていますP T Aの役員や、スポーツ振興会の役員等が使用する場合、やはりこう学校行事の一環として、P T Aの役員さんらのことであれば学校が管理をしていますので、それが使用できるというふうに私どもは考えております。一般町民全部に開放することであります。明星の住民が不利益をとということじゃなくて、その5小学校の体育館の夜間使用については、どこの地域の町民さんも使用できると、申請さえすれば使用できるということになっております。だから、明星小学校の体育館を使用をしたいという、ほかの地域の方が、ほかの町民の誰もが来ても申請は許可するということになるわけです。

だから、そういうことをやはり理解をしていただく中身になります。だから、放課後とか、そのP T Aの方々が日参して、何回も学校へ来て、使用願いを出したのに、ちょっとも使用させてくれへんやないかということにはございません。それは学校長が許可することであります。そして、こちらも是非利用してほしいということはお願いはしてあります。だから、今年度は教職員の方と保護者の方が体育館を利用しまして太極拳の募集をした。それから地域のスポーツ振興会がそこで行事を行ったと、それから毎年斎宮古道のお祭りをやっているときには体育館で着替え等の利用をされております。ということがございます。

ただ、その夜間の使用のことにつきましては、議員さん、ここでお断りをせんいかんのは、議員さんが体育館へ行って使用できやんということで、一つの用紙をもらって見えましたですけども、これは以前に松本議員からも指摘をされて、体育館のほうと我々が意思不通をしてしまいまして、そういうことになったことには、こちらの落ち度があったことは事実認めさせていただかなければならないというふうに思っています。

ただ、議員さんが持ち帰った。今見せていただいた体育館の借用申請書というのは、これは10年前からではなくて、体育館の指定管理が体協になったときに鍵の受け渡し、その中に学校体育施設鍵借用申請書と書いてあると思うんです。鍵の受け渡しのときの覚書として、その用紙をつくられたということです。正式な申請書については条例規則の中できちっと、こういう条例の中で申請書許可、施設使用許可書というものがあって、これに書いていただくということになっております。それで申請が上がっているということは、体育館の者も承知していて、それは持ち帰っていただいたのは、鍵の借用の受け渡しの覚書であるということをお、ちょっと我々も考えさせていただいております。

その中に、ただ、鍵の借用申請書になっても、明星小学校の名前はないやないかと言われておりますけども、それについてはこちらの一つの意味疎通がございまして、体育館のほうへはきつく申し上げて、現在、書いていただくようにしてあります。で、そのときに明星小学校の体育館について、もう一度教育委員会へ行ってくださいということは、言わせていただいております。と言いますのは、使用に関して若干注意をしていただくことがございますので、それについての説明をさせていただくということが趣旨でございます。

それから、どうしてそういうことになったのかということでございますけれども、議員もご承知だと思います。議員さんも行っていただいたということでございますが、この経過等については、その方のプライバシーにかかる問題でございますので、そのことについては、やはりこの場では申し上げることは差し控えたいというふうに、私は思います。

で、もう一つ言われていますのは、我々の怠慢ではないのかということでございます。行政のほうは腰を上げないということではございません。やはり私もその方とは随分と話をさせていただきました。そしてやはり自治会の会長さん、PTAの会長さんにもお願いをしながら、何とかその解決の方法はないかということの事を探らせていただきましたし、その方には防音壁を設置すること、それから家の空調をきちっとさせていただきたい等々をですね、提案をさせていただいたところですが、それはすべてその工事に関係することでございますので許否をされております。そういうふうに関係する形で解決方法を探っているということは、お認めいただきたいなというふうに思います。

で、今後のことでございますけれども、私が議会の中で使用できますよというような形をしたのは、その方にももう使用しますということ、やはり言うてあります。使用させていただきます。で、その代わり使用する場合には色々と条件もあろうかと思っておりますので、必ず使用しますという申し出をさせていただくという方向で、今、進んでいるところでございます。今年度になって2回PTAとか地区のスポーツ振興会が使われたときも、やはりそれは結構です。こういうことは注意してくださいと色々な形を言われましたので、それについてはご理解をいただきたいなとこう思います。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。田辺議員、再質問ございますか。

田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） 先ほど教育長が回答されましたけども、はっきり申し上げて、前半は全く納得ができない回答でありました。しかし、最後のほうで、どうもその成り行きについてですね、詳しく言っていただいたんですが、これについても釈然としないことだと思うんです。ただ、私はこの2、3回訪問しましたけども、たったこの1軒の方のですね、音がやかまして寝られやんとか、あるいはもう神経質なんで何ともならんと、先生の話声でももう私は寝られやんのやとか、そういうですね、個人の都合を、この公共施設がですね、その影響を受けて、しかも町の行政がそこにかかわってでも解決できないと、これは

絶対許されんことです。むしろこれは私はさっき申し上げたように、町がどうしてですね、逃げ腰で今までやってきたか、それを追及してこそですね、これ解決する問題であると思うんですが、どうもですね、私が行った範囲でも色々、これは言うてはいけませんので言いませんが、色々の脅かしがあったり、色々、それではこのときは裁判をするぞと、そしたら学校負けなんやと、そういうことまで言われてですね、今の現在に至っておるわけです。

そういうこともですね、明和町の明星小学校だけがですね、こういう障害を受けている。これについて僕は教育長はじめですね、町長も僕は大いに責任あると思うんです。今度ちょっと申し訳ございません、町長の考えを一つだけ聞かせてほしいのですが、これについて、よろしくお願いします。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 私も就任以来ですね、こういう話をお聞かせをいただいて、それなりの努力はさせていただきました。中身について田辺議員も十分ご承知だと思うんですが、この場ですね、個人のプライバシーに関することを理由として云々ということについては、教育長も申し上げましたように、ご遠慮させていただきたいと、そのように思います。

一個人やないかというふうに言われますけれども、やはりその方も住民である以上ですね、我々は円満解決をやはり望みたいというふうに思い、教育長はじめ学校長はじめですね、いろんな方々に接触をしながら、何とか気持ちを和らげていただくということで努力はさせていただいておるつもりです。したがって、長年の色々なわだかまり等々もあるわけでありまして、これからは粘り強くですね、説得をしてまいりたいと、そのように思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） 先ほどの町長のお話で、町も十分努力されているということとはよくわかりました。しかし、ここまですり、私はどう考えてもここまで

延ばされてきたということはですね、少なからず私は町行政の責任はやっぱり感じてほしい。まだとってくれとは言いませんけども、かなりこれは町行政の責任問題だと思います。こんなことがですね、例えば話でおかしいですが、もし明星だけじゃなしに、斎宮でも起きたら同じことになるんですか。どこでもこういうことはあり得ることですよ。個人のその何ともならん人がおってと言うたら失礼やけども、その人の言うことを聞かなあかんようなことやったら、公のこの施設がですね、どこも使えなくなる。これをやっぱり最初の一番大事な入口が明星小学校であったと。これはもう以ての外です。

本当に子どもさんをお持ちの中学生の子どもさんお持ちの方、小学校5、6年の父兄の方、私らは本当に明星へ来て、明星小学校が夜子どもとふれあいのためにも使いたかったのやと、何遍役場へ行ったかわからん、何遍体育館行ったかわからん。それでも認められなかった。この気持ちはわかってもらえますか。これ明星だけやと思うんです、これは。これについて最後に教育長、ちょっと回答をお願いしたい。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 何回も教育委員会へ行き、体育館へ行き、使用を願い出てきたと言われているんですが、こちらにそういう業績ないんです。田辺さん、どの方に聞かれたかわからんのですけども、体育館もそのことに聞かせてもうでもないし、で、この間一人の方がこの田辺議員が持っています、鍵の借用に明星小学校と書いてこめじるしをさせてもうたんですけど、その方がもうあれ解決したんという方が見えました。これは明星の方なんですけど、その方が一番最初にそのトラブルに飲み込まれておって、あれ解決したん、だから使えますかと言うたら、そんなん使わへんと、解決しておりませんのやけど、使えませんと言われました。

で、何回も何回もということは、PTAの会長からの申し入れは教育委員会にはございました。何とかあれを解決してほしいと、我々もこういう努力をしますよということで納得をいただいて、PTAのほうも何とかそういうことを

できるだけ解決に向けての努力をさせてもらいますというふうに、PTAのほうも一生懸命になっていただく方向もしてきたんですが、田辺議員が言われるように、住民の方があっこを使えよ、使わせって何回も何回も来た。体育館へ行ったらたらい回しされたということは事実としてはありませんので、それだけのご認識をいただきたいというふうに思います。

これからも粘り強く、町長も言いましたように、解決に向けては粘り強くやっていきたいというふうに思っています。学校のほうの校長にもその点については十分に話をしながら、その方との日ごろの接触を心がけるようにはしておりますので、その点だけご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） 今の教育長の返答に対して一言だけ申し上げて、次に進んでもう終りたいと思いますが、個人的な名前出すといけませんけども、おわかりやと思いますが、先日明星小学校へ行ってまいりました。で、はっきり言うて校長にですね、お会いをして、今までどういう状態に明星地区はなっておりますかと、そこにその住民の方、PTAの方から夜間ですね、明星小学校の体育施設を使いたいという申し込みはありますかというふうに聞きましたら、申し込んでくださいよと、いくらでも使っていただけますんで、その学校行事の間に使ってくださいよと言うてるんですが、誰も使用申請はしてくれませんか、こういうふうに校長は言うてみえましたが、これはやっぱり今の校長が来られてからの話であって、その前まではですね、違っておったと思うんです。

何人も私はPTAの方、若い主婦の方、あるいは明星スポーツ振興会の方に聞きましたら、何回申し込んでも明星だけは色々中身がややこしいんで、使わせてもらえやんということでありました。以上で、それ以上議論しておっても始まりません。ということで、今後、十分ですね、全力を挙げて取り組みたいと、こういう教育長のお話ですので、それをもちろん、それに期待をしてですね、この質問は終わりたいと思うんですが、最後のまとめして、読まさせていただきます。

きます。

最後に明星こども園の設立については、地元住民にとって今後将来にわたって重大な町民の生活にかかわる深刻な問題を発生する恐れがありますので、明和町就学前の子どもの教育、保育に関する検討委員会を町内の幼稚園、保育園の職員、保護者、有識者、PTAなどのメンバーで検討委員会をできる限り早急に設置したいと私は思います。約1年後に検討委員会での検討後の設置場所、提言書を提出します。それまではやっぱり認定明星こども園の設置場所の選定などに関する施策の進行は、中止していただくように地元住民の代表として強く要請するものであります。これについては平成25年2月19日付けの伊勢新聞の伊勢市における、認定こども園設置提言書を参考にして取り組みたいと思います。

という内容の要請書を先日町長に提出しました。今後、検討していただけるものと思いますので、以上の報告をもって私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（北岡 泰） 以上で、田辺泰宏議員の一般質問を終わります。

7番 田 邊 ひとみ 議員

○議長（北岡 泰） 次に、5番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「命とくらしを守る町政を」の1点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

○7番（田邊 ひとみ） 通告に従いまして質問を行います。

自公政権がスタートをして数カ月、新しい年度を迎えるにあたり、私たちの命やくらしがしっかりと守られ、人間として尊重された生き方ができる社会になることを心より願うとともに、そのような社会になるために、これからも住民の皆さんと一緒に私も行動していきたいと考えております。

町長の所信表明で述べられましたとおり、今の日本には国論を二分するような大きな問題が山積みとなっております。質問したいことはそれこそ山のように

はございますが、時間の都合もございます。その中で、かつて私が質問させていただいた分野をはじめまして、新しいことも含め何点かを大きく質問していきたいと思っております。

まず1点目、消費税増税に関して、民主、自民、公明の3党は多くの国民が反対をしている消費税増税と社会保障改革の一体改革関連法案を強行成立させました。消費税を2014年4月に8%、15年に10%に増税するというものです。国は増税の条件として景気の浮上を示し、2013年度の地方財政計画を見ましても経済成長2.5%を見込み、地方の税収を上がるであろうとの予測のもと、で、財政を組み立てているということが伺えております。

また、財務大臣が、まだ何もしていないのにと発言されましたように、期待値だけで相場が動き、景気が浮上しているかのような社会の動きも現在出てきております。果たして景気は回復するのか。実際、この最近の動向を見てみますと、かなり株価の上昇とか世界的な景気の上昇も見られますけれども、まだまだ多くの方が難しいんじゃないか、厳しいんじゃないかという判断も下しております。

このような状況の中で、消費税の引き上げが行われれば暮らしが成り立たなくなり、消費はさらに落ち込み地域経済は大打撃を受けて、税収は増えるどころかさらに減収にあるのではないかとと言われております。

また6つの点において、消費税の基本的な問題を今から述べたいと思っております。

1点目、所得の低い人ほど負担率が高く、所得の高い人ほど負担率が低い性格を持ったこの消費税は、応能負担の原則という税制民主主義に反する税制だと考えます。

2点目、消費税はすべての生活費に一律に課税するということとなります。憲法25条に違反をする税制です。

3点目、一旦実施をされると、税率は際限なく引き上げられる危険性があります。これはすでに3%から5%へ増税されたことで、すでに証明済みとなっております。

4点目、消費税は物価に添加をされ、最終的には消費者が負担する税だと説明されておりますが、実際には直接税として機能するため、中小零細業者の経営を圧迫しております。法律上も納税義務者は事業者です。大型店や大企業から下請価格の引き下げを絶えず要求されている下請業者などは、売値に添加をすることができず、自腹を切って納税せざるを得ない、このようなケースも多発しており、その負担に堪えきれず転業や廃業、倒産に追い込まれる例も少なくありません。

5点目、消費税は国内消費に対して課税をするものでありますから、輸出取引は免税だということで、多くの大企業が輸出戻し税を受け取っております。下請けには税込みという名目のもと値切りを行い、その後ろで巨額の輸出戻し税を受け取っている。消費税というシステム自体が大企業の儲け目的税と呼ばれても仕方のない状況となっております。

6点目、消費税はリストラを促進する税制と言えます。消費税の納税額を計算するうえで正社員を減らし、派遣や下請けに委託をすると、その会社に払う人件費相当額は商品と同じように課税仕入高として計算をされますので、会社は人件費の削減とともに消費税の負担も大幅に減らすことができます。雇用状況の悪化の一因となっていると考えます。

このような問題点や不安定さを抱えた消費税で、これからの社会保障を賄おうとすること自体に、大きな矛盾があると私は考えております。また、ちょうど1年前の議会で、私が行った一般質問で、町長は消費税増税に対しまして、町財政の増額は5千数百万円ほどにしかならず、これから避けることのできない大きな問題となっていく社会保障を支える仕組みとしては、やはり国民の納得できる筋道を国に示してほしいと、このように答弁をされております。

ここでお聞きをいたします。町長は現在、この消費税の問題点をどう考えておられますか。社会保障を賄うのに本当に消費税はふさわしいものかどうかなど、消費税に対しての今のお考えをお聞きしたいと思います。答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 田邊議員の消費税に対する町長の考え方ということで、ご質問をいただきました。この問題につきましては、もう皆様ご承知のとおり昨年の8月10日、これは前政権下ではございますけれども、3党合意のうえで社会保障の安定、税源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法、及び地方交付税法の一部を改正する法律というのが成立をしました。

そして、いわゆる消費税がスタートをしているわけではありますが、その後、昨年の12月に行われました総選挙におきまして、また自公政権が政党与党となりまして、平成26年の4月から、いわゆる消費税と地方消費税を合わせて8%、そして平成27年10月1日から10%に改正しようという、そういう流れで現在進んでいるわけではありますが、その中でですね、新しい政権下の中ではですね、いわゆる消費税の実施に当たって、色々なことが言われているわけではありますが、これは消費税の税率の引き上げに当たっての措置ということで、そのときのいわゆる附則で謳われた中身でございます。平成23年度から平成32年度までの平均において、名目の経済成長率で3%程度、かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長のあり方に早期に近づける総合的な施策の実施、その他の必要な措置を講じながら、そういう名目になったときに初めて消費税を実施するという、そういう中身のものが決議をされてきたところでございます。

そういった中で、現在の安倍内閣のもと経済政策であります、いわゆるアベノミクスと言われるような大胆な金融政策とか、あるいは財政政策、民間投資を喚起するような成長戦略の色々な試みが今、やられているわけであります。その中で、どうしても政府としては2%の経済成長率の引き上げ、そのところをやらないと、いわゆる消費税の引き上げにはつながらないというふうなこともお聞かせをいただいておりますが、少なくとも消費税の引き上げにあたっては、経済状況を好転させること、これが一つの条件であろうというふうに言われております。

ただ、消費税の目的は年金、医療、介護、少子化、いわゆる社会保障の4経費

に充当するというございます。この消費税が論議されたときに、よく言われましたように今までは、いわゆる胴上げ型の年金、高齢者を支える部分は胴上げ型の社会であったと、それが現在は、いわゆる騎馬戦型の社会保障のその支える構図だと、そして将来は、いわゆる肩車方式になって若い人にそのままストレートに、いわゆる社会保障の負担がかかると、それを何とかしていくためには、やはり消費税の増税しかないという、そういう結論に達して今、そういう進められているというふうに私どもも理解をしております。

従って、いろんな面でですね、手立てをしていくこと、いわゆるよく言われますように、低所得者に対してですね、負担軽減、それをどうやっていくのか、あるいは日常生活で、いわゆる生活に直結するものについても消費税をそのまま賦課するのかですね、そういった議論がまだまだ尽くされていないようにも思いますので、そういった部分はですね、もっともっと実施までの間にまだ時間があるわけでありますので、関係機関を通じてですね、低所得者の皆さんに負担にならないような、そういう軽減措置も設ける、そういう制度もですね、きちっと確立をしていくようにですね、私のほうとしても町村会等々を通じて要望をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 町長からの答弁をいただきました。確かにまだ消費税に関しては議論中のところもあります。景気の浮上ももう本当にまだ不透明なところもあります。私たちも本当にまず景気を浮上して、住民の皆さん、私たちの懐を温める政策、これがもう本当に大事だと思っておりますし、町長の言われましたように低所得者の対策、また生活費に税を課げるか課げないか、そういう議論も含めまして、これから大きな問題であると思っておりますので、是非ともこのことには関心を持っていただいて、しっかりと声に出して行っていただきたいと思っております。

しかし、消費税が導入されまして25年、この景気の低迷や社会保障の改悪が進

んでいる中で、消費税の重さこれが負担になって、それが原因になっての自殺者ってというのも現実に出ております。私の周りでもございました。消費税のこの研究者の中には、もう消費税は命を奪う税だと、こう言い切る方もいらっしゃいます。この景気の動向が不透明なときに、このような増税を行うということは、さらに景気を悪化させ、国民生活と国民経済を破壊してしまうのではないか、このような考えを持っておりますので、私はこの消費税増税に対しては反対の立場をとっております。

消費税に頼らなくてもほかに財源の確保の道はあると考えております。応能負担の理念に見合った税制にすることや内需拡大で景気を回復すること、大企業ばかりに力を入れるのではなくて、やはり地域の小さな業者の皆さんにも力を入れること、また今ある、この税金の使い方を考え直すということ、そういうことをしましたら、消費税相当分の財源確保になると私ども考えております。そのことをこの場で述べさせていただいて、次の質問にまいります。

続きまして、原発問題と新エネルギー政策についてお尋ねをいたします。

福島第一原発発電所の事故から2年が経過をいたしました。民主党政権下では、国民の圧倒的な声のもと、原発ゼロに向けての道のりの第一歩が進められたわけですが、残念なことに政権交代後自公政権においては、ゼロベースで見直すと原発ゼロへの道のりが180度方向を変え、原発容認、原発推進の方向を向いてしまった様相を呈しております。原発事故の被害は甚大なもので、この2年を経過をした今でも、事故現場の後片付けすらままならず、避難を強いられた被害者の皆さんの今後の身の振り方すら決められない、この今の現状の中で、電力不足だけ言い訳にしての原発ゼロの方向転換は、許しがたいものだとは考えております。

この私たちが暮らす三重県は、原発をつくらせなかった県として、住民の命と健康を守る、そのための闘いをしっかり受け止めた素晴らしい実績を持っております。日本共産党の三重県委員会が三重県の鈴木知事に、原発問題や新エネルギーについての質問をいたしましたところ、既設の原発については将来的に

日本全体のエネルギー構成における比率を下げていくべきであると考え。エネルギー政策に関しては国の基本計画の見直しの中で、しっかり議論されるべきものであり、その際には、今回の事故の検証や国民の感情、及び地元自治体の意向なども十分汲み取って、極めて慎重に判断されるべきものと考えますと回答出されております。また、この三重県は、新エネルギーの積極的な導入を促進するための新エネルギービジョンを策定したところだとお聞きしております。

これらのことも踏まえまして、今の時点での町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。また、是非とも原発を直ちにゼロへの私たちの切実な願いの立場に立っていただいて、このことを国へ強く要望していただくことを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） エネルギー問題については、一町長がということではございませんが、とにかく今の新しい安倍首相におきましては、エネルギー政策では先の原子力規制委員会で安全が確認されれば、原発は再稼働するという、そういう考え方を改めて表明されておりますし、今回の国会の施政方針の中でもですね、そのように述べられております。

従いまして、国の考えとしては原発再稼働に向かってまた動き出すのかなというふうに思っております。その中で、今回の3月11日の先日来テレビで色々と福島原発の現状等々の放映をされている、そういう現状を見ますとですね、これはやはり安全性というのをですね、いかに確保していくか、そしてどのようにですね、これからその今ある全国のその原発をどうしていくかというのは、これは国家で、やはり国としてもっと真剣になって考えなければならない問題だと、そのように思います。ただ、一方でですね、それに代わるエネルギーをどうしていくのか、太陽光発電、あるいは水力、風車、色々あるわけではありますが、そのことも合わせてですね、やはり考えていかなければならない、これは一自治体ではなしにですね、日本としてどう考えていくのか、人類としてどう考えてい

くのかですね、大きな課題であるというふうに思っております。

ただ、個人的にはですね、この昨日来の、その福島はこの復興にかかる原発の放映を見ておりますとですね、やはり原発は怖いという認識を持っております。ただ、先ほども申し上げましたように、色々な面がございます。国に対してはですね、将来の原発ゼロ、そしてそれに代わる新エネルギー対策をですね、もっと真剣に取り組むようにですね、いろんな機会を通じて申し上げていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 答弁をいただきました。原発は怖いと、そのような認識、これはもう本当で怖いものだと思います。また、国は安全と確認されたらと言っておりますが、何をもって安全とするのか、安全と言われてこの事故があった。こういうことはもう本当絶対忘れてはいけないことだと思いますので、町長も、明和町も、また国の政策というものに流されることなく、しっかりとした意見を持って、これからは新エネルギー政策も含めまして、しっかりと対応していただきたいと思います。

この日曜日、3月10日にも、この津市のほうで「さようなら原発三重パレード」というのが行われました。これは政党とかそういうの関係なく、市民団体の方や個人の方や、またその私も政党に所属しておりますが、いろんな政党の方、皆が集まって、この原発をなくそう、さようならをしようと、そういうことで三重県中の方が集まって、そのようなパレードも行われました。このような一人ひとりの気持ち、命を大切にするという気持ちを、本当にしっかりと忘れずに明和町としてもこれからの取り組みしていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、こちらは今大きな問題となっておりますTPPに関して質問したいと思います。安倍首相が2月の日米首脳会談後、TPP参加を早い段階で決断する意向を表明いたしました。国内では大きな不安の声が上がってきてお

ります。共同声明を受けて、聖域が確保されたかのような発言が出されましたが、実情はT P Pの例外なき関税撤廃のアウトラインは変更されておらず、関税及び非関税障壁の撤廃を目指すT P Pの原則は固辞されたままでございます。

このことを受けまして、全国農業協同組合中央会や日本医師会が、日本の国益に反する形でのT P P交渉参加には反対の意見を提出しております。T P Pに参加をすれば、日本の農業の壊滅的な打撃は避けられないと言われております。食の安全や雇用、医療や金融、国民皆保険制度や今日本で走っております軽自動車の存在や知的財産権なども含めた21分野にわたる広範な交渉の中で、貿易や投資の自由化だけを考えて交渉に参加していくことは、大変危険なことだと私は考えております。また、明和町議会もT P Pに関しましては、さまざまな心配があるとして、2011年3月にT P Pへの拙速な参加表明に反対する意見書を国に提出しているという経緯がございます。そのときから2年が経過をいたしまして、いよいよT P P交渉の参加が行われるのかどうか、それが問われる時期となっております。町長は現在、このT P P問題について、どのような考えを持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） この問題も大きな問題ではございますけれども、T P Pの問題は単に農業だけではなく、工業だとか、あるいは医療、金融、そういったいろんな保険制度までもですね、こう色々かかわってくる大きな問題であるというふうに思っております。ただ、また安倍首相につきましてもですね、このT P Pを積極的に参加をしていくと、その中で例外規定をですね、設けることができるのかどうかは別としてですね、その農業に対するそういったものも、何とかという話なんです、これは不透明な部分であろうかというふうに思います。

ただ、私どもは第1次産業、農業を主体とした明和町であります。まだまだ明和町の場合は零細企業が多いわけであるし、中規模の農家がほとんどでありますので、そういった面です、関税撤廃が全部されると、どうなるのかとい

うのは、もう皆さんがご心配をされるであろうというふうに思っております。

従いましてですね、我々これからこの農業の存続を考えるときにですね、単に交渉に入るなということだけではですね、どうも全面反対というわけにはなかなかまいりませんので、そういった中で、この農業をいかにして守っていくか、そういう視点で、これは町村会、全国町村会も含めてですね、このTPPの参加については反対の意思を表明をしております。我々も全国町村会に合わせてですね、そういう声を上げていきたいなど、そのように思っておるところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。田邊議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 町長の答弁いただきました。町長も言われましたとおり、この明和町本当に農業というのを、これから力を入れていくということで、町長の所信表明でも述べられておりますけれども、国営宮川用水2期工事も終わりました、これからその宮川用水パイプライン、そういうものの整備がされてきます。そういうことで、この明和町の広大な農地をこれから守っていこうという、そのスタートというか、その時期、大切な時期でもあります。

その中で、やはり先ほど町長も述べられましたように、農業、または中小零細企業を守っていくためにも、これもう本当に慎重な対応をしていっていただきたいと思っておりますので、色々な方の声を聞いていただいて、情報もしっかりと得られていただいて、それなりの立場でこれからも発言していっていただきたいと考えております。

続きまして、社会保障関係の質問を行ってまいります。

町長の所信表明でも示されておりますけれども、新年度に国民健康保険税の引き上げが計画されていることについてお尋ねをいたします。後期高齢者医療制度が施行された2008年以降、本格的な引き上げとなります。厳しい国保財政の中で、これまで明和町がさまざまな努力をして、健全運営を継続しようとして

こられたことに対しましては、高く評価したいと思っておりますし、今後も増え続けるであろう医療費や介護費に対して何らかの対応を行い、国保財政を安定したものにすることは、一刻の猶予もならない切実な問題であることだと、そこは十分承知しております。ですが、国保税が生活を圧迫をして、大変厳しい生活状況に陥っている家庭が急増しており、全国レベルで見ても滞納者の数が相当数あり、大きな問題となっております。

このような事態を受けて、何とか払える国保税に引き下げていただきたいと、これまでも何度かお訴えを続けてきたわけですが、今回引き上げということで、これは国保加入者にとって大変厳しい話だと思います。ますます払えない国保税となってしまいます。このことに関して町長はどのようなお考えを持っておられるのか、お聞きをしたい。

また、国保税は協会健保や共済組合の健康保険と比べても、非常に高い保険料です。国保の保険税の水準は協会健保の保険料の労使合計分をすべて自らが負担しているというイメージになっております。国保税は高いと思うのですが、町長はどう思われますか。

また、この国保税引き上げについては、審議会で十分審議されたものであるとの理解はいたしておりますが、3月の議会で議決後、4月より施行、この流れについても疑問を感じております。新たな負担を住民に押し付ける増税に対しては、十分な説明と十分な住民の理解を得ることが必要だと考えるのですが、この短期間でそれは可能なのでしょうか。私は説明責任が十分に果たされていないのではないかと感じております。このことについてもお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 国保税の引き上げに対する考え方でございますが、今回の国保税の大きな引き上げの要因につきましてはですね、いわゆる後期高齢者支援金と介護納付金、これがですね、段々段々と増えてきているということでございます。医療費分についてはですね、先の資料でも見ていただいたように、

明和町の場合比較的落ち着いているわけではありますが、この後期高齢者支援金と介護納付企業につきましては、明和町の被保険者が使う、使わないにかかわらず、いわゆるもう一定の算出割合で明和町に賦課されてくるという、そういう中身のものでございますので、我々もですね、今まで脇田議員から聞いていただいていると思うんですが、以前はいわゆる財政のその基金をですね、たくさん持っていた。それをいわゆる税のその引き上げやそういうものに充当して、税を下げよというようなご意見もたくさん今までいただいていたわけでありまして、その基金もですね、実は底を突いてしまいましたという状況の中で、万やむを得ずですね、引き上げざるを得ないという今の国保財政の状況でございますので、本来ですとですね、その制度改正が後期高齢者制度が始まったときとかですね、介護保険制度が始まったときに、それなりのその手立てをして引き上げを徐々に徐々にやっておれば、急激な引き上げにはならなかったのかなという反省点は、実はあるわけではありますが、その分引き上げをせずに、いわゆる財調とかそういった基金を取り崩して充当してきたという、今までの経過がございます。

そういうことで、ひとつ今回、万やむを得ないということで、ご理解をいただきたいな、そのように思うところでございます。

また、協会健保や共済組合等々比較してですね、いわゆる国保が高いんではないかというふうなご意見でございますけれども、実はそれぞれ保険料の算出の仕組みがですね、共済組合や、あるいは協会健保とは国保とはもともとその算出の基礎が異なります。で、協会健保はご承知のように主たる所得者の一人に対して給料の何パーセントということで税金が課けられます。ところが国保は世帯主の所得プラス均等割、平等割という形で、人数に対しても課けられると、協会健保は扶養者が何人おっても一緒、ところがこちらは扶養人数によってですね、また増えてくる。ましてや固定資産税割とかいう部分もでございますので、必然的にですね、同じ所得の人、同じ扶養家族を考えた場合には、やはり国保のほうが高くなってしまおうというのは、実態としてあるというふうに理解をし

ております。

で、そこら辺でですね、いわゆる住民に対する説明のお話もいただきました。これにつきましてはですね、税制改正のお知らせということの中で、チラシを作成するとかですね、いろんな形を通じて広報ももちろんですが、町民の方ですね、理解を求めていきたいと、そのように思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） これまでの後期高齢者とか、そういうときに合わせて少しずつご意見もいただきましたけれども、これまで私も議員をさせていただいたときにでも、財調使って値上がりの軽減をさせるとか、そういう部分で努力をされてこられました。その姿を拝見しておりまして、私もそれに対しては賛成の意味で認めさせてもらっております。

そういうお考え方というのは、しっかりと私も受け止めさせてもらっているんですけども、やはり住民の皆さんへの負担になるという部分では、これからも本当慎重に審議していただいて、丁寧な対応をとっていただきたいと考えております。

また、今回の国保の引き上げは経営の健全化という理由でございますけれども、国保税、先ほど町長もおっしゃられましたが、国保税比較的高いということで、高いから払えなくて滞納が増えてくると、収納率明和町はかなり上げておられますが、全国レベルで見ると収納率も悪いと、最近上がっているということですが、収納率も悪いと、赤字になってくる。だから値上げをすると、そのような負のサイクル繰り返しが続いていくというのも国保の問題点ではないか考えております。

また、この明和町では収納率の努力もされておりますし、お話をお伺いしておりますと、住民の皆さんとの対応も本当顔の見える対応をされておられるということ聞いておりまして、そういうところは私も本当評価させてもらってお

るんですけど、もう根本的な問題はもう本当に払えない国保税、高い国保税になっているというところにあると私考えております。

地方自治法による地方自治体の役割は、住民の福祉の増進を基本ということになっております。住民の暮らしや福祉を守るための財政出動としての判断で、一般財源からの法定外の繰入を行って、国保税の住民への負担増を止めるというお考えはいかがでしょうか。この3月議会におきまして、全国でもそのような考えで、この増税というか、値上げの議案を取り下げているというような自治体も出てきております。これはかつての一般質問の答弁におかれましても、町長もこのようなことも念頭に入れていかなければならないというようなお答えされたこともあります。そのような中で、この一般財源の投入ということに対して、今、どのようにお考えを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 一般財源からのですね、法定外、いわゆる法定外繰入というものについてですね、行って町民への負担を軽減できないかというお話でございます。で、県下の状況をいきますと、県内で29保険者のうち16保険者が、実は法定外繰入を行っておりますが、実はその多くはですね、その国保財政の赤字ということではなしに、いわゆる特定健診分のその保険者負担という形の中で、繰入を行っているところでございます。

平成24年度で明和町の場合それを換算しますと、222万7,000円程度になるということでございますが、ところがこれからですね、田邊議員もご心配になっていると思うんですが、市町で、県下一本でというお話が、今、正直なところ進められているという、そういう状況の中でですね、いわゆる保険財政基盤の安定負担金も、27年度からは1円以上にですね、そういうものを対象にするということが決まっております。

そういった中ですね、逆に三重県下の中で、その法定外繰入をしている部分をもう全部止めてくれという、そういう逆の流れになっているということも、ま

た一方でご承知おきをいただきたいなど、そのように思っておるところでございます。よく言われますように、赤字補てんはですね、いわゆる一般財源から行うということは、いわゆる町民税や固定資産税などの町税から、もう一回こう入れるという話になりますと、税のその二重負担という形にならないかと、そういうような形によく言われます。

従いまして、現在のところは、そういったいろんな流れを考えていきますと、法定外の繰入についてはですね、今のところは考えられないというふうに思っていますので、何とかですね、今回の値上げでやり繰り算段していきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 国保の一元化、県下統一でという形が話が進んでいるという中で、法定外繰入とかそういうのもなかなか難しいということをされておりますけど、この一元化に対しましても私は反対をしております。一元化することで、この明和町よりも財政が大変なところもあるわけですけど、そういうところの負担というのが、こういうところにやってくるという、そういう心配もありますので、これは私の意見ですけれども、一元化ということに対してもすごく危険なことだと感じております。

それで、先ほど町長もおっしゃられましたけれども、国保の保険税なんですけれども、低所得者層に対する負担感が重いうえに、言われましたとおりに扶養家族が増えると負担も増えると、このような形になっております。そのような方々にとっての負担増はかなり重いものになるということで、また滞納とか、そういうこと増えるんではないかと心配しております。低所得者に対する軽減措置、現在もすでに設けられておるですけれども、今回の負担増に対して新たな軽減措置つくられるということの考えも必要だと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

それから、また本当これ根本的なことなんですけれども、国保財政を根本的に

立て直す手段は、以前からも申し上げておりますけれども、下げられてしまった国の負担率を元に戻し、また増やすということでやらなければいけないと考えているんです。こういうことを国に町からももっとしっかり要望していただきたいと考えるんですけれども、この2点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 低所得者の皆さんに対する軽減措置を考えていないかということですが、現在、軽減措置の対象は応益割合がどれだけかということ、一応どの基準を使うかという形で決められております。で、明和町の場合は平成24年度の当初賦課で49.63%が応益割合に相成りますので、実はその区分の中では7割軽減、5割軽減、そして2割軽減と、そういう形ですね、一番いろんな幅の広い割合を使えるという形の中で適応を、まずさせていただいておるということをご理解いただきたいと思います。

従いまして、それらについても新たにですね、もう一つその軽減措置を考えるということは、今の制度上の中では非常に困難でございますが、そういった部分と逆に一部負担の部分があったと思うんですが、そこら辺のところをですね、新たに制度として設けて低所得者対策をですね、考えていきたいと思っておりますので、そういう点をご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

それから、国の負担率を元に戻すことを国に要望すべきではないかということですが、これはおっしゃるとおりでございますが、我々国保の財政をやっばし与る以上ですね、やはり国の削減された部分、やっばし元へ戻してほしいなど、そういうことの中では町村会ですね、明和町だけの課題ではございませんので、町村会、あるいは全国町村会を通じてですね、国のほうに働きかけをしていきたいと、そのように思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 是非とも、しっかりと声に出していただきたいと思いま

すし、先ほど言われました窓口の一部負担金、これに関しては新しい要項つくられるということで、これに対してもしっかりと住民の声を聞いていただいて、対応していただきたいと考えております。

国民健康保険なんですけれども、これは社会保障であります。これにおいて相互扶助や助け合いを強調せざるを得ない。今の現状を改善するためにはもう本当に国が、町長もおっしゃられましたが、国が本気で国保を立て直すことを考えなければいけないと思います。また、現在国保加入者の内訳において、自営業者や農林漁業者だけではなく、非正規雇用の労働者や仕事を失った人たちのウエートがもうかなり大きくなって、これも非常に大きな心配になっておりまして、大きく改善していかなければならないことだと考えております。

世界に誇れる国民皆保険制度、日本の人は本当、この国民健康保険というものに守られて、皆安心して病院にかかることができます。そういうことを、こういう仕組みを絶対失うことがあってはいけないと考えておりますので、このことを強くこの場で訴えさせていただいて、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、社会保障でもう1点、国内で大きく問題とされている生活保護と、それに関連して就学援助についてお尋ねをいたします。

命を守る最後の砦の生活保護の制度なんですけれども、利用者の声を全く聞かないままに生活扶助基準の引き下げなどで、保護費を3年間で740億円も削減するという方針が国のほうで出ております。今のままの基準でも生活するには厳しいのが現状なのに、それを引き下げるということ自体が生存権の侵害になると考えます。また基準の引き下げを行うと年金暮らしの高齢者の方で、ぎりぎり制度の適用を受けている方々が制度の対象外になってしまうという、このような可能性も出てまいります。生活基準に足りない数千円の補助であっても、それは生活を維持する大切なお金です。また生活保護から外れると医療費の自己負担がかかり、持病を持っていることが多い高齢者の皆さんにとっては、それこそ命にかかわる問題となってきます。また子どものいる世帯に対しても過酷な削減方針が出ているということで、それも見逃せない問題です。また兵庫

県の小野市においては生活保護受給者を市民に監視させ、何かあったら通報するという責務とする条例案が議会に提出されるなどという、制度利用者が本当悪者であるかのような扱いの言語道断の事態も起きております。

このような今の社会の流れの中で、明和町長のお考えはいかがなものか、お聞きをしたいと思います。また同時に、明和町において生活保護申請者や利用者に対して適切な対応や、今以上、より一層の丁寧な対応を求めたいと思います。

また、就学援助についても先の12月補正でも報告がありましたように、こちらも貧困が進み、利用者が急増しているという実情がございます。厚生労働省発表の生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響の資料によりますと、来年度の対応は生活保護法に規定する要保護者については、年度当初に就学援助を受けていて引き続き市町村が認めた世帯は、要保護者としての国庫補助を認めるとしております。準要保護者については、国の取り組みを説明のうえ、その趣旨を理解したうえで各自治体において判断していただくよう依頼とされております。政府はできる限り影響が及ばないようにするとしておりますが、今のところ何の保障もないというのが現状です。

明和町におかれましては、子どもの教育については重要なものであると位置づけられ、就学援助に対しても丁寧な対応が行われているところではございますので、このことが後退することのないよう求めると同時に、また、さらなる拡充ということで2010年度から就学援助の項目として追加をされております3項目、部活動費、生徒会費、PTA会費の給付の実施や独自の給付内容の追加や給付額の上乗せなどを求めたいと考えております。これらの点について答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） もう生活保護については十分ご承知だと思いますが、生活に困って暮らせなくなったときの最後のセーフティーネットと言われる生活保護制度であります。今、全国的にこう厳しい目を向けられておりますのは、不正受給の問題も一方で注目をされているということでございます。

今回、生活保護費のうちに引き下げということは、食費と光熱費とか色々言われるわけでありましてけれども、一番の大きな要因となりますのは、生活保護の支給額がこう一般の低所得者の生活費を上回っているのではないかと、そういう指摘があって見直しがなされるというふうに理解をしております。もともと生活保護の基準は5年に一遍、こう見直されるということでございますけれども、デフレが続いていることとかですね、そういったことも一つの要因かなというふうに理解をしております。

それから、家族の人数とか、それから年齢によっても色々不公平があるという、そういう指摘があってですね、全般的に見直そうという、そういうことだというふうに思いますが、この生活保護基準の引き下げはですね、実は私ども一番心配するのはその最低賃金との、この色々な関連性があるということが言われておりますので、所得が低く、田邊ひとみ議員さんよく言われるように、苦しい生活をしている人たちにもひょっとしたら影響が出てくるのではないかと、そのことを一番心配をするところでございますが、特に年金が十分支給されてない人とか、あるいは働きたくても働けない、そういった人たちの現役世代にもですね、影響が出てくるのではないかと、そういうところを心配をしているわけでありまして、生活保護を下げるのであればですね、やはりそういう生活困窮者の人たちの自立をですね、何とかこう支援する、もうそういう施策も一方では必要ではないかな、そのようにも考えているところでございます。やっぱり引き下げによってですね、そういう人たちが増えてくること自体はですね、どうしても避けていかなければならないというふうに思いますので、我が4区から厚生労働大臣がおみえになりますので、また機会を通じてですね、要請をしまいたいと、そのようにも思うところでございます。

町におきましては、それぞれな色々な仕組みがありますけれども、それぞれのケースに寄り添いながらですね、私ども一生懸命対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 就学援助につきましては、教育長。

○教育長（西岡 惠三） 就学援助についてですけど、議員さんもよくご存じでありますように、明和町では基準を生活保護基準の1.5倍という形で算出されておりました、きめ細かく住民にですね、保護者に周知するようにしておるところでございます。

一つ、今回補正でも随分と今年度して増えてきたというのは事実ですけども、貧困というよりも、一人親というのが随分と多かって、ほとんどがそういう形になってきております。それだけそういう方々が増え、またこの補助を就学援助制度があるということを随分とこう浸透してしまいまして、その辺で随分とそれを私の場合いかんかということが、随分申請の多数になってきたような気がしております。

もう一つでは、いわゆる現在では給食費と学用品費、就学旅行費の援助をすることになっております。議員が言われてました追加でどうやというのがありましたけれども、部活費、生徒会費、PTA会費等については今のところはちょっと考えて、上乘せするというような考え方は今ございませんのです。はい。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） まず初め、町長のおっしゃられた生活保護というのは、本当に町長もその辺しっかり考えておられるということ安心をいたしました。それこそ今日のお昼もテレビで不正受給者のことがすごく大々的に取り上げられていて、何かそういうマスコミに踊らされた部分もあるんじゃないかと思うので、本当のその生活保護受給者の本当の姿というのを、やはり皆さんにも知っていただいて、しっかり理解していただくことが必要だと私も考えております。

また、就学援助なんですけども、この制度が周知で広く知られて、たくさんの方が声を上げられるということなんですけど、声が上げられてその制度に乗れる方が多いということは、それだけ生活のレベルが低いということにもなる

思うので、やっぱりそれは根本的な解決策というのが必要だと思いますし、特にこの生活保護基準なんですけど、これから今の政権、景気を良くして賃上げていくんや、もうちょっと生活楽にするんやというところで、なぜこういう生活保護や年金だけ切っていくんやって、私そのことに対してすごく矛盾に感じておりますので、こういうことも含めまして訴えをさせていただきまして、次の質問に入りたいと思います。

これが最後の質問項目になります。明和町がこれから設置しようとしている認定こども園についてお伺いいたします。

2012年3月に提案された子ども子育て支援新システム関連3法案は、さまざまな議論のもとに8月に子ども子育て支援関連3法案と名前を変えて可決、成立をいたしました。消費税が2015年10月に10%に引き上げられる場合、2015年4月から新しい制度を実施するとされております。この議論の中で、児童福祉法第24条市町村の保育義務なんですけれども、これが一時は削除され、大きな問題となりました。このことはこれを不満とする保護者や保育等の関係者の全国的な幅広い運動により、復活をするんですけれども、このような大きな経緯があり、やはり子どもの保育は公的な責任において保障がされなければいけない、このような思いを改めて強く持った次第でございます。

明和町では今、施設面での不備や防災面での安全確保、保護者の皆さんのニーズなどにより、早急な施設整備が求められており、教育委員会からも配置の基本方針が出されております。私が問いたいことは、子育て支援法が実施に向けて動いているこの時期に、明和町として認定こども園の整備を進めていくことに対して、今、どのようなお考えを持ってこれの整備を進めていかれるのか。特に保育に関して国の政策そのものが待機児童対策だけに注意が注がれており、財源など多くの部分が手薄になっているのではないかと、このことが問題だと言われていることに対して、どのようにお考えを持っておられるのか、そのことをまずお伺したいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 町のこの認定こども園の整備につきまして、そのきっかけとなりましたのは、ご案内のように暁幼稚園の休園をきっかけということで、その中で明和町としてですね、長期的な展望を持った中で、やはり子ども子育てをやっていかなければならない、そういう思いの中でですね、特に地震、防災面、就学前の幼保のあり方についてという形の中で、多面的な方向をですね、やはり模索していかなければならないということで、平成23年度に就学前保育教育検討委員会で色々と議論を重ねていただいて、その答申を受けているところでございます。

そういった中でですね、昨年8月に、いわゆる子ども子育て支援法をはじめとする3法が成立して、認定こども園法が改正されたということでもあります。これが新たな幼保連携型の認定こども園というのが、前の政権下の部分の中から残ったと、形として残りましたということの中で、我々としてもこれからの子どもたちの将来を考えるとですね、今のように幼稚園は幼稚園、保育所は保育所という形ではなしにですね、やはり一体的、一元的に子どもたちのその保育やっていく必要があるだろうと、そういう形の中でですね、一番ふさわしい形はどういうことなのかということの中で、幼保連携型のそういったものを取り入れていこうという、そういう考え方に至ったところでございます。

しかしながら、先ほどおっしゃっていただきましたように、じゃ施設整備や運営費に対して国の補助はどうかという話になるわけですが、以前は保育所については保育の措置費という形の中で、国からの一定の基準もありいただきましたけれども、今はもう交付税の中の、いわゆる一般財源化した中でということで、特別に、いわゆる運営費についても補助があるわけではありません。ましてや施設整備についてはですね、全く今のところ民間の法人に対しては、いわゆる厚い手当があるわけですが、公立が設置をしようと思うと、それはもう自前でやりなさいというような話になるわけですが、何とかですね、我々としてはその公立でできて、そしてその国の何からの支援がないかどうか、色々な検討を加えた中でですね、今回は林野庁の関係の森林のそ

の森林再生の部分での、その色々な公共施設に対する助成金があるということ
を聞かさせていただいて、それに対して申し込みをさせていただいたという
ところがございますので、我々としてはあくまでも幼稚園そういったものにつ
いては、公立で何とか運営をしていきたいという、そういう思いで今、取り組
んでいるということで、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

いずれにしてもですね、なかなかこの子育ての部分の中では、それはもう
地域、地方自治体のその責任でもってというふうな形の中で、追いやられてき
ているわけでありますが、正直なところは何かですね、もっともっと国の支
援なり、国がやはりこれからの将来考えたときに、子ども子育てについては責
任をもって、国もやっぱし支援をしていただけるような、そういう要請もです
ね、合わせて今後やっていきたいと、そのように思っています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 国も子育て支援っていう声を高々に言っているのに、な
ぜこういう保育所、公立の保育所を建てるとか、そういうことに対してお金が
出せないんやろと、本当に私も理解に苦しんでいるところであります。やっぱ
り子どもの保育というのは、もう公的な支えが絶対なければいけないと私考え
ております。特に公立の施設の良さというのは、国の財政とかその政策によっ
て、等しく財源が保障されている点とか、町の総合計画とともに子育てができ
ると、こういうことで総合性の確保とか、切れ目ない保育とか、教育とか、そ
ういうところにつながっていくと、そういうところがあるということ。

また、そこで働く保育士や幼稚園の場合、幼稚園の先生なんですけれども、は
専門職であると同時に、町の職員であるという点でも市町村での責任で子育て
を行っていくという、総合的に色々やっていくということが出来る。そういう
ところがあると私も考えております。

そういうところで、この明和町で公的にこれからやっていこうという考え方に
対しましては、私も強く賛同させていただきたいと思います。また、この新制

度実施をにらんでの今回の施設整備となるわけでございますけれども、そこで、私が今一番心配しておりますのは、新制度のもとで児童福祉法第24条が今後どのように解釈をされて理解され、扱われていくんかって、この点を一番心配しております。制度の性質上、公的な責任がどのように変わっていくのか、不透明な部分がたくさんございますので、これからも注意が必要だと考えております。

これについて、今後も地方分権の中で市町村の役割を十分に認識していただき、責任を果たしていただくという態度をここでしっかりと示していただくこと、そして先々、明和町の保育の義務が後退していくことがないように、ここで強く求めたいと思いますが、このことについて町長はどのようにお考えになっておるでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 児童福祉法の第24条ということで、ご指摘をいただきました。この第24条第1項におきまして、保育所での保育に関しては引き続きですね、現在の制度と同様に、市町村が保育に関しては責任持ってやりなさいよと、実施義務を負うということで、明記されております。

従いまして、保育所に関しましてはですね、これからも現在と同様に保護者と市町村とが一つの契約によって、子どもたちを預かると、そういう形になるかというふうに思います。従いまして、民間の保育所もあるわけでございますが、これは民間に委ねるのじゃなしに、市町村がきちっと責任を持って入所措置等々を行って、保育料も市町村がきちっととってですね、そして民間の保育所に交付するという、そういう流れになっていきますが、これはそのまま堅持していくという、そういう状況であります。

これからやろうとしている認定こども園につきましてはですね、児童福祉法の24条の第2項で認定こども園についても同じように市町村が責任を持ってやりなさいよと、そういうことになっております。したがって、我々としては将来の明和町、あるいは三重県、日本を担う子どもたちの育成でありますので、

しっかりとですね、保育に関する責任は町がとって、そして保護者が安心してですね、子どもを預けられるような、そういう保育現場、子ども子育てに邁進していきたいと、そのように思いますので、どうぞよろしくようお願い申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 力強い町長のお言葉、答弁いただきました。本当信じて私も進んでいきたいと思います。

また、これから認定こども園という、こども園という形になりますと、保護者等の契約方法等さまざま色々変更箇所が出てくると思います。そういう部分に関しましては、これから今後整備を進めていくうえで、色々疑問がわきましたら、またご質問もさせていただきたいと思います。

もう1点、認定こども園に併設される子育て支援センター機能についてお伺いをしたいと思います。子育て困難家庭の増加や児童虐待の深刻化、配慮の必要な子どもの増加が昨今指摘されております。これらの問題には地域でのきめ細やかな対応が必要とされており、特に専門性を求められるものや個人情報の管理などを考えますと、このような業務は市町村が直営で行うのがベストだと考えております。

また、地域との連携を密にして、市町村を地域参加型にしっかり向かわせる必要からも子育て支援センターを設置して、大きな任務を果たしていくことが必要だと私は考えております。お尋ねをいたします。町長はこの子育て支援センター機能について、どのような計画や展望を持っていらっしゃいますか、答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） この子育て支援センターの対象者というのは、一応保育所に通園していない、いわゆる3歳未満児の親子を対象にということでございます。従いまして、親子がですね、ともに成長をするためのですね、学びの場で

もあつたりとか、それから家庭を地域で支える、そういう施策であつたりとか、そういうような場づくりを考えていきたいということでございます。

これらの中身についてはですね、福祉子育て課長のほうから、少しばかり現在の取り組みと、それからこれからの考え方についてですね、ちょっと答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 認定こども園に併設いたします予定の子育て支援センターにつきましては、地域の子育て家庭を支援をする施設として位置づけ、子ども子育て支援法にも規定されております、地域子育て支援拠点事業として取り組んでいきたいと考えています。

先ほども町長が申しあげましたように、対象者は3歳未満児の親子を対象にしています。3歳未満児の子どもさんを、大体7割から8割のお子さんは家庭で育ててみえます。で、核家族化だとか、地域のつながりの希薄化などから、家庭や地域の中で子育ての知恵や経験を共有することが難しく、祖父母など周りの人にも手助けを求めにくい状況があります。そのような中で子育てが孤立化し、子育ての不安感や負担感が大きくなっています。また、子どもがいろんな大人や子どもたちとかかわりが少なくなっているのも今、課題だと言われていいます。家庭の中で子どもを育て、不安や悩みについて相談することもできずに、一人で抱え込んでしまっているお母さんもおみえです。そのような子育て家庭をやはり地域で支える仕組みが必要だと考えています。

子育て中の親子が気楽に集い、親同士の総合交流の場であり、子育ての不安や悩みを相談できる場、子どもたちが自由に遊びかかわり合う場の提供を行っていきたくて考えています。親は親で支え合い、子どもは子どもで育み合い、さらには地域の方が温かく見守る、このことが子どもの育ちや子育てには今は必要不可欠ではないかと考えています。人格の基礎が形成されると言われるこの時期に、親と子どもがしっかり向き合い、豊かな子育てを行うことができるように、地域の関係機関や子育て支援活動をしている方々による支え合いや、子

育て中の親子自身が支え合いによって地域で子育てを支えていく仕組みを、この子育て支援センターの中で構築したいと思います。

また、認定こども園に併設するということから、地域の子育て支援の情報収集、提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援も行う拠点としての機能を持たせたいと考えています。また将来、検討していかなくてはならないと考えている点がございます。それは就学前の子どもたちの発達には個人差が大きく、発達の状況により支援が必要な子どもや、意思疎通などの困難を抱えやすい子どもさんについては、早期に子どもの特性を把握し、適切な支援を起こっていくことが必要で、それで社会に適応することができるということが期待されますので、そのような療育の場というものを設置できるように、環境なり体制なりを視野に入れながら、検討していきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 答弁をいただきました。課長のお話にもありましたように、本当私も女性なんで、二人の子どもを育ててきましたが、本当に子どもが小さいときにはどうしたらいいんかわからずに、本当に悩んで悩んで悩んでしてきました。そういう中でやっぱり不安を抱えている人が、そういう不安を解消できる場というのは、もう絶対必要だと思いますし、それに対して公的な力、それがもう支えていくんが、本当、今必要な時期にきていると思いますので、そういう部分でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほど言われました療育の場なんですけど、今全国でもそのような場、NPOとかそういうのが発達障害とか障害のあるなしにかかわらず、家の子ちょっと不安やわとか、そういう子どもたちも全部含めて、何の遠慮もなく集まれるような場というのをつくられております。ですけども、なかなかそういうのが公的な場所だというのが、つくられているというのは、まだ少ないというのが現状だと思いますので、そういう部分に関しましても明和町もしっかりと手を伸ばしていただいて、やっていただきたいと思います。

で、先ほども言われました情報収集をする場ということなんですけれども、確かに将来的に子育てを支援する場合には、その小さい子どもも含めまして、その上、こども園、また小学校や学童保育などとも連携をして、町内の子どもの状況を一元的に把握することも本当大事やと考えております。そして先ほどもおっしゃられました地域と子育て機関と行政が密着して支援活動を行うこと、これも大切だと考えております。それをするために、どこかを中心に各学校区、学校区の編制もこれから色々議論されていくんだと思いますけれども、そういうところに同様の支援センターを設置して、連携を図っていくということも必要になってくると思うんですけれども、その点に関してはどのように考えられておるでしょうか。また、それが仮に実施されるとなった場合、また今回の支援センターのあれなんですけども、施設運営のための人員配備やその区域区域、明和町も大きな区域があるんですけども、そのところの担当の職員の配備など、さまざまな対応が必要やと考えられていくんですけれども、その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 明和町の場合、地域子育て支援拠点事業としてですね、現在、おひさま広場と、それから明和町のゆたか園に委託しております、ゆたか保育園で行っておりますいちごくらぶというのがございます。それから公立ではなりひら保育所に地域子育て支援センターということで、一応3箇所置いてございます。それで今度明星のほうに認定こども園の中に、そういう支援センターを置けばですね、町内4箇所という話になるわけでありますので、それぞれの特徴を生かしてですね、しっかりと子育て支援をやっていきたいんですが、先ほどご指摘ありましたように各学校区という話なんですけど、一つは少子化時代を迎えてですね、それから防災面も迎えて、答申いただいておりますのは、もう少し施設を集約していかなければならないのではないかというような答申もいただいておりますので、そこら辺を踏まえてですね、我々としては学校区、あるいはそういう施設の統廃合、そういったところが明らかになってきた時点で

ですね、色々考えていきたいと、そのように思います。

当然、施設とかですね、それから職員の配置だとか、専門職も含めてですが、そういうことも同時に整備と合わせてですね、考えていかなきゃならんと、そのように思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊 ひとみ） 答弁をいただきました。その学校区の整備等はこれからの明和町の総合的な計画の中で、色々変化もあるでしょうし、そういう整備の時期にきましたら、そういう部分もしっかりと手落ちのないようにやっていただきたいと思っております。

また、今回のこの明星のこども園の創設に向けての制度の制定とか、設備の整備などにつきましては、これから初期段階に入るということを伺っております。私も議員の一員として、他の議員の皆さんと一緒に、これからもしっかりとチェックをしていきたいと思っております。

以前ちょっとお伺いしたんですけれども、町長はこの認定こども園を明和町の就学前の保育とか教育の象徴的な拠点にしたいと、そういうお考え持っているということもちょっと耳にしております。計画を進めるにあたりましては、保護者の皆さん、地域の皆さん、関係者、職員の方々との意見交換も密にさせていただいて、十分に丁寧な対応をさせていただくことを求めますとともに、先ほどからお話を伺っておりますと、町長は今ね、胸に大きな本当子育てに対しての愛情というのを持っていらっしゃるというのは、私確認させていただきました。そういうことをしっかりと胸に持っていただいて、これからの行政運営に反映させていっていただきたいと、もう本当心より感じておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

このことを最後に申し上げまして、私の一般質問終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（北岡 泰） お諮りします。

本日の会議はここまでとし、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、本日はここまでとし、延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

ご協力、誠にありがとうございます。

（午後 3時 09分）
